

教務委員会編

平成23年度
短期大学教務必携

(第16次改訂版)

日本私立短期大学協会

平成二十三年度

短期大学教務必携
(第十六次改訂版)

日本私立短期大学協会 教務委員会編

序 文

日本の高等教育を取り巻く環境は急速に変化しています。平成 20 年 12 月 24 日の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」には、日本の高等教育がこれから取り組まなければならないことが取り上げられています。その中でも、学士課程教育の構築が我が国の将来にとって緊急の課題であるとして、教育課程の体系化・単位制度の実質化・教育方法の改善・成績評価の在り方、社会に通用する力を身につけることなどが求められています。また、入学者選抜についても全入時代を迎えての在り方として、初年次教育の重要性、高校と大学との関わり方が取り上げられています。

本協会では特別委員会を設けて最終報告書として、平成 21 年 1 月 16 日『短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—』を発刊いたしました。これには短期大学の現状を 60 年の軌跡を振り返ることによって問題点を整理し、新時代における短期大学の役割を考え、その教育機能を示し、これからの中長期大学教育課程の再構築に向けての取組みが示されており、今後の私立短期大学の在り方に大きくかかわる内容となっています。

さらに、平成 23 年 3 月には文部科学省委託調査研究の結果として「短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究」の成果報告書が取りまとめられ、今後の短期大学に求められる具体的な教育内容に対する提言や短期大学の専門的職業能力育成に関する提案がなされました。

これまで教務委員会では『短期大学教務必携』を編集し各短期大学の教務関係の皆さんにご活用いただいております。また、例年実施している「教務関係調査」の中では短期大学全体の状況を把握するため、調査分析を行ってまいりました。そして、毎年行われております「教務担当者研修会」において最新の情報をお伝えするとともに、現場での問題解決の糸口になればと思っております。

当委員会としては、これからの中長期大学教務必携の充実に貢献したいと考えております。これについては是非とも会員校各位のご意見やご助言を切にお待ち申し上げます。

なお、この『短期大学教務必携第 16 次改訂版』については、平成 23 年 7 月現在の法令を基に作成しております。各種法令の改正に伴い文部科学省からの通知が各短期大学に送付されておりますので、最新の情報は通知文をご確認いただきますようお願いいたします。また、併せて文部科学省ホームページの各種掲載情報や『大学設置審査要覧』、『私学必携』等の図書も参考としてご活用いただきたく存じます。

最後になりましたが、今回の『短期大学教務必携』の編集に当たって、ご協力いただきました文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係並びに高等教育企画課大学設置室、日本私立短期大学協会事務局の方々に心から感謝の意を表します。

平成 23 年 10 月

中 野 正 明

（教務委員会 委員長）
（華頂短期大学 学 長）

目 次

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第1章 入学者の選抜	3
1. 入学試験の目的	3
2. 入学資格に関する法的規定	3
(1) 入学資格	3
(2) 外国人留学生の取扱い	8
3. 入学者選抜制度	12
4. 選抜期日	12
5. 調査書	13
6. 学力検査等	16
(1) 個別学力検査	16
(2) 大学入試センター試験の利用	17
(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用	17
7. 学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表	17
8. 募集人員	18
9. 出願資格	18
10. 募集要項等	18
11. 入学者選抜試験実施における注意事項	19
(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮	19
(2) 入試情報の取り扱い	20
(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止	20
12. 入学者選抜の公正確保	21
13. 入学試験に関する諸問題	21
14. その他	23
第2章 学籍と学籍（学生）異動	24
1. 学籍簿と指導要録	24
2. 学籍の記録	24
(1) 入学	25
(2) 卒業	28
(3) 学籍（学生）の異動	28
3. 学籍に関する諸問題	32

(1) 学生納付金	32
(2) 懲戒	32
(3) 科目等履修生・研究生・委託生	34
4. 学籍に関する証明書	35
5. 学籍簿の編成と保存	35
(1) 学籍簿等の編成	35
(2) 学籍簿等の保存・管理	37
第3章 教育課程と履修登録	39
1. 教育課程（カリキュラム）の意義	39
2. 教育課程に関する法的規制	39
(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）	39
(2) 教育課程の編成方法	40
(3) 単位・単位数	40
(4) 授業期間	42
(5) 授業時間	43
(6) 授業の方法	43
(7) 昼夜開講制	44
3. 履修指導と履修登録	45
(1) 履修の意義	45
(2) 履修指導	45
(3) 履修登録	46
第4章 授業と試験	49
1. 授業の意義	49
2. クラス規模	49
3. 教育機器	49
4. シラバスの作成	50
5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講	50
6. 試験の目的	51
7. 試験の方法と種類	51
8. 試験の実施時期	52
9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）	52
10. 不正行為	53
第5章 成績評価と単位の認定	54
1. 成績評価と単位認定	54

2. 成績評価の表示方法	54
(1) 点数で表示する方法	54
(2) 記号で表示する方法	54
(3) 合否で表示する方法	55
(4) グレード・ポイント・アベレージ (GPA) で表示する方法	55
3. 成績の記録と保存	55
4. 単位互換制度に伴う単位認定	56
5. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定	58
6. 既修得単位の認定	59
7. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定	60

第6章 卒業 62

1. 卒業のための最低必要条件	62
2. 卒業要件単位数の上限	63
3. 卒業の期日	63
4. 学年途中での卒業認定	63
5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与	64

II 教員・職員編

第1章 教員 71

1. 種類と職務	71
(1) 種類	71
(2) 職務	72
2. 教員数	73
(1) 設置基準上の規定	73
(2) 通信教育の専任教員数	76
3. 資格	77
(1) 教員資格規定の成立	77
(2) 教員の種類別資格規定	77
(3) 資格審査	79
(4) 教員の年齢制限	79
4. 勤務と研究・研修	80
(1) 勤務	80
(2) 研究・研修	81
(3) FD (ファカルティ・ディベロップメント)	81

第2章 職 員	82
1. 種類と職務	82
(1) 種類と職務	82
(2) 専任職員の人数	85
2. 勤務と研修	85
(1) 勤務	85
(2) 研修	85
(3) SD（スタッフ・ディベロップメント）	86
第3章 教授会等	87
1. 教授会	87
2. 代議員会等	88
3. 各種委員会	88
 III 運 営 編	
第1章 学科・専攻	93
1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念	93
2. 学科・専攻課程の設置	93
(1) 夜間学科	95
(2) 専攻科・別科	95
(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科	95
(4) 通信教育課程	95
3. 学科・専攻の現況	104
第2章 学生収容定員	105
1. 定員の概念	105
2. 収容定員変更手続	105
3. 臨定の延長及び恒常化	105
第3章 学 則	107
第4章 大学評価と教育情報の公表	114
1. 自己点検・評価	114
2. 認証評価機関による第三者評価	114
3. 法令違反状態の大学に対する措置	116

4. 教育情報の公表	116
------------	-----

第5章 取得可能な資格等	119
--------------	-----

第6章 教務所管事項の記録と整理	121
------------------	-----

第二部 教務関係用語の解説

教務関係用語の解説	126
-----------	-----

索引	179
----	-----

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A	187
----------------	-----

資料1 短期大学設置基準	199
--------------	-----

短期大学通信教育設置基準	218
--------------	-----

資料2 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）	227
--------------------------	-----

1) 教育基本法	227
----------	-----

2) 学校教育法	229
----------	-----

3) 学校教育法施行令	255
-------------	-----

4) 学校教育法施行規則	258
--------------	-----

5) 私立学校法	277
----------	-----

6) 大学への編入学に係る専修学校の専門課程の 総授業時数を定める件	278
---------------------------------------	-----

資料3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	281
--------------------------------	-----

〔注〕不明な用語については、第二部「教務関係用語の解説」を参考にしてください。

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第1章 入学者の選抜

1. 入学試験の目的

短期大学は、地域の身近な高等教育機関として、高等教育の普及や実践職業教育などで重要な役割を担っている。各短期大学が、その社会的ニーズや教育的ニーズに応えるべく、それぞれの教育を行うにあたり、その教育目標を達成するためには、そこに学ぶ者に一定の能力と適性が要求されるところから、選抜の必要が生じる。そして、その選抜は、公正にして妥当な方法によって受験者の能力・適性を判定しなければならない。

今日、進学率の上昇や社会の多様化等、現実社会の動きによって、高等教育改革推進のために、入学資格の弾力化、選抜方法の多様化が求められている。

2. 入学資格に関する法的規定

(1) 入学資格

短期大学の入学資格は、学校教育法第90条第1項で定められ、さらに学校教育法施行規則第150条及び文部科学省告示により、詳細に規定されている。平成15年9月、学校教育法施行規則並びに関連の告示が改正され、国内の外国人学校卒業者に対する大学入学資格の弾力化が図られた。

すなわち、欧米の国際的評価団体（WASC、ECIS、ACSI）の評価を受けたインターナショナルスクール卒業者及び外国において当該外国の正規の課程（12年）と同等として位置付けられていることが公的に確認できる外国人学校の卒業者については、学校単位で大学入学資格が認められることになった。上記に該当しない外国人学校（朝鮮学校等）の卒業者については、学校単位での大学入学資格は認められないが、各短期大学が、個別の審査により高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者については、入学資格が認められることになった。

入学資格を規定した法令等は、次に掲げるとおりである。

大学入学資格を規定した法令

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 (略)

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）

第 150 条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

○高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 4 月 1 日施行）

平成 17 年度より、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき「高等学校卒業程度認定試験規則」が制定された。

本試験は、高等学校を卒業した者と同等の学力があるかどうかの認定のための試験であり、毎年少なくとも 1 回実施するとされた。受験資格としては、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満 16 歳以上になる者とされている。また、認定試験の合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験合格者とし、18 歳に達しない者は、満 18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者とするなど、早期からの受験が可能となつた。この認定試験制度により、旧来の大学入学資格検定試験規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）は廃止された。

以下に「高等学校卒業程度認定試験規則」（抜粋）を掲出する。

「高等学校卒業程度認定試験規則（抜粋）」（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるとこ

ろによる。

(試験の施行)

第2条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年すくなくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。

(受験資格)

第3条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満16歳以上になる者とする。

〈中略〉

(合格)

第8条 試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の合格者（以下「認定試験合格者」という。）とする。ただし、その者が18歳に達していないときは、その者は、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となるものとする。

以下省略

○専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件

（平成17年9月9日文部科学省告示第137号）

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成17年12月1日から施行する。

- 1 修業年限が3年以上であること
- 2 課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること。

○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件

（昭和56年10月3日文部省告示第153号）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第一号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定（昭和54年文部省告示第143号）は、廃止する。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるもの含む。次号において同じ。）に合格した者で、18歳に達したもの
- 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者含む。）で、文部科学大臣が別に定めところにより指定した我が国の大に入学するための準備教育を行う課程又は別表第1の上欄及び中欄に掲

げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係わる教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、18歳に達したもの

3 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第2に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、18歳に達したもの

（別表第1、2略）

○在外教育施設として定める件（昭和53年7月7日文部省告示第142号）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第二号の規定により、高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設として次のように指定する。

名 称	位 置
立教英國学院（高等部）	連合王国
帝京ロンドン学園（高等部）	連合王国
スイス公文学園高等部（高等部）	スイス国
早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校（高等部）	シンガポール国
トゥレーヌ甲南学園（高等部）	フランス国
サウスクイーンズランドアカデミー（高等部）	オーストラリア国
ドイツ桐蔭学園（高等部）	ドイツ国
慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）	アメリカ合衆国

○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件

（昭和23年5月31日文部省告示第47号）

学校教育法施行規則第150条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- (1. から 19. までの項目は省略。)
20. スイス民法典に基づく財団法人である国際バカラレア事務局が授与する国際バカラレア資格を有する者で18歳に達したもの（昭和54年4月25日文部省告示第70号追加）
21. ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で18歳に達したもの（平成7年10月3日文部省告示第119号追加）
22. フランス共和国において大学入学資格として認められているバカラレア資格を有する者で18歳に達したもの（平成8年10月7日文部省告示第162号追加）
23. 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であって、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体

であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる 12 年の課程を修了した者で、18 歳に達したもの

(注)

① 学校教育法第 90 条第 1 項の「通常の課程による 12 年の学校教育」というのは、学校教育法第 1 条で規定されている学校－小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校－の 12 年に相当する課程をさし、学校教育法第 83 条に規定する各種学校及び日本国内にある外国人学校の課程は該当しない。

② 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者」の規定があるが、外国の学校制度は各国それぞれ異なる点があり、日本の学校制度と必ずしも一致しないので、十分留意する必要があろう。

中等教育の課程の修了までに 12 年を要しない国については、文部科学大臣が指定した教育施設において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を修了し、かつ、18 歳に達した者に対し、大学入学資格が与えられている。

③ 学校教育法施行規則第 150 条第六号については、平成 15 年 9 月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。

- ・個別の入学資格審査に当たっては、専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位の修得などの個人の学習歴、社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査すること。

- ・個別の入学資格審査に当たっては、適切な体制を設けるとともに、個人の学習歴等を明らかにする書類等に基づいて行うなど適切な審査方法によること。これらの審査体制、審査方法については、適当な方法により公表すること。

- ・各大学においては、個別の入学資格審査が、社会人や様々な学習歴を有する者の大学への入学機会の拡大という今回の改正の趣旨に沿ったものとなるよう、また、大学の教育水準の低下を招くことのないよう、十分配慮すること。

- ・個別の入学資格審査による認定は、入学者選抜とは別個のものであること。

- ・個別の入学資格審査は各大学の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該大学にのみ及ぶものであること。

- ・実際の運用に当たっては、学部・学科等ごとに個別の入学資格審査を行うことも差し支えない

こと。

- ・各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行うことができるよう申請の受付及び審査を行うこと。
 - ・今回の改正に伴い、改正前の学校教育法施行規則第150条第六号の対象とされていた者は、改正後の同条第六号の対象になり得るものであること。
- ④「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件」については、平成15年9月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。
- ・本告示の適用日前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。
 - ・別表第2の教育施設については、今後追加することがあり得ること。
 - ・教育施設の課程が12年未満のものであっても、当該課程が外国の12年未満の学校の課程と同等として位置付けられているものであれば、当該教育施設の課程を修了後、準備教育課程を修了し、18歳に達した者については、今後、文部科学省告示の改正を行い、大学入学資格を認める予定であること。

(2) 外国人留学生の取扱い

留学生とは、日本の大学・短期大学に入学する目的をもって日本に入国し、在籍している外国人学生のことである。これに対し、すでに日本国に居住していて、主として日本の高等学校等を卒業している外国籍の学生は「留学生以外の外国人」といわれている。留学生の日本への入国については出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）の適用を受けることになる。

A. 入学資格

入学資格は、「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」となっている。文部科学大臣の指定したものについては、P.5を参照のこと。

なお、入学資格はそれぞれの証明書で確認することとなるが、出入国管理及び難民認定法の規定により難民の認定を受けた者や定住許可を受けた難民については卒業証明書等を取り寄せることが不可能であったり、著しく困難な場合は、反対の証拠がない限り本人の申請をもって当該証明書に代えることができる。

※ 学校教育法施行規則 第150条第1項第一号

※ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭56.10.3 文部省告示第153号）

B. 入学者選抜

外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学

試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。

C. 受験

外国人留学生が受験のために入国するときは、出入国管理及び難民認定法に定める「短期滞在」の在留資格で上陸し、受験することになる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条

D. 入学

本人が外国にいる場合は日本に入国することから始めなければならない。

外国人留学生として上陸するには本人が自国の在外日本公館に留学のために渡航する査証（ビザ）の発給を申請するが、入国審査に相当時間がかかるため、一般には在日の身元保証人が大学所在地の地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付を申請する。保証人がこの証明書を留学生に送付し、本人がこの証明書と旅券を在外日本公館に提示すれば比較的短期間で査証の発給が受けられる。

入学試験を受けるために在留資格が「短期滞在」の場合、あるいは高等学校、専修学校の高等課程、各種学校等に在籍していた「就学」の場合は、入学許可を与えるとともに、在留資格変更許可申請書を提出させるよう指導する必要がある。

なお、在留資格認定証明書の交付申請には入学許可書の写しが必要となる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条、第7条の2、別表第1の4の表

E. 入学辞退

入学許可書を発行後に外国人留学生が入学辞退した場合は、入学許可書が不正に使用される恐れがあるため、大学が所在する地域を管轄する入国管理局にその旨届け出をすることが望ましい。

F. 入国基準

外国人留学生として日本に上陸し、在留するには、大学等の高等教育機関で教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等についての一定の要件を満たすもの（一定の授業時間数を満たす聴講生及び研究生として教育を受けようとする者並びに日本語能力等の要件を満たして専修学校の専門課程において教育を受けようとする者も含まれる。）という基準がある。

この基準にはさらに6つの審査基準が次のように設けられている。

- ① 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること。（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）
- ② 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

- ③ 申請人が専ら聽講による教育を受ける研究生又は聽講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において 1 週間につき 10 時間以上聽講すること。
- ④ (専修学校にかかる内容のため省略)
- ⑤ (専修学校にかかる内容のため省略)
- ⑥ 申請人が外国において 12 年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が、法務大臣が告示をもって定めるものであること。

短期大学に入学する場合は、この①と②の基準を満たすことが必要である。③の項にあるように聽講生としても入国が認められることになっているが、短期大学の場合はその履修科目と申請人が得ようとする専門知識とが余程合致しない限り、許可は難しいと思われる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第 7 条第 1 項第二号、別表第 1 の 4 の表

※ 出入国管理及び難民認定法 第 7 条第 1 項第二号の基準を定める省令

G. 在留期間

在留資格「留学」の在留期間は 2 年又は 1 年となっているので、学業を継続するためには在留期間の更新が必要である。更新は地方入国管理局に学業を継続していることを示す書類と共に「在留期間更新許可申請書」を提出し、許可を受けなければならない。

H. 資格外活動

出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」に該当する活動以外の活動をいう。留学生は原則として就労が認められないので、アルバイトを希望する時は事前に資格外活動の許可を受ける必要がある。

なお、在留期間の更新の申請等の際に、併せて資格外活動の申請をすれば、一律かつ包括的に、一定範囲の資格外活動が許可されることになっている。一定範囲内とは、正規の学生であれば、1 日 4 時間以内のアルバイトで、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所において行われるものという。

※ 出入国管理及び難民認定法 第 2 条の 2

※ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受け入れについて（平 2.6.29 文学留第 168 号通知）

I. 在籍管理

前月に退学（転校・転学を除く）、除籍又は所在不明となった者を毎月翌月 10 日までに、文部科学省高等教育部留学生課に報告しなければならない。また、退学（転校・転学を除く）・除籍させる留学生に対しては、各短期大学において、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、出来る限り帰国するよう勧めること。

○出入国管理及び難民認定法

(在留資格及び在留期間)

第2条の2

(第1項略)

2 在留資格は、別表第1又は別表第2の上欄に掲げるとおりとし、別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 (略)

別表第1、第2において、在留資格として次の項目が挙げられている。

○別表第1

1. 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2. 投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能
3. 文化活動、短期滞在
4. 留学、研修、家族滞在
5. 特定活動

○別表第2

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

上記別表の在留資格については、それぞれ「本邦において行うことができる活動」の範囲が、また、入管法施行規則第3条別表第2(※)欄においては、在留期間が規定されている。以下、関係するものをいくつか参考として紹介する。

入 管 法 别 表		*
在 留 資 格	本邦において行うことができる活動	在留期間
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の史の指導又は教育をする活動	3年又は1年
短 期 滞 在	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日、30日又は15日
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	2年3月、2年、1年3月、1年又は6月
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う、技能等の修得をする活動（留学の項の下欄に掲げる活動を除く）	1年又は6月

3. 入学者選抜制度

入学者選抜については、短期大学設置基準第2条の2に「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定している。

また、文部科学省は「入学者選抜実施要項」を作成し、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適正等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮すべきである、と各大学・短期大学に通知している。

文部科学省入学者選抜実施要項の入学者選抜の基本原則は次の3点である。

- ① 大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定する。
- ② 公正かつ妥当な方法で実施する。
- ③ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学級の高等部を含む）の教育を乱すことのないよう配慮する。

さらに、当該大学等の教育理念、教育内容に応じた入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確にするとともに、入学後の教育との関連を十分に踏まえた入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとされている。

以下の項目については、平成24年度大学入学者選抜実施要項（平成23年5月31日23文科高第229号文部科学副大臣通知）を基本に記載することとした。

文部科学省入学者選抜実施要項では、基本方針、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）、入試方法、試験期日等、調査書、学力検査等、学力検査実施教科・科目、試験方法等の決定・発表、募集人員、出願資格、募集要項等、その他注意事項として、健康状況の把握及び障害のある者等への配慮、入試情報の取扱い、入学者選抜の実施に係るミスの防止、入学者選抜の公正確保、外国人を対象とした入試等について詳細に指示している。

4. 選抜期日

(1) 入学者選抜の期日を次により適時定めることとされている。

- ① 試験期日 平成24年2月1日から4月15日までの間
- ② 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める
- ③ 合格者の決定発表 平成24年4月20日まで

(2) アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において、学力検査を課さない場合は、上記(1)の試験日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(3) アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を平成23年8月1日以降の出願とする。

(4) 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を平成23年11月1日以降とし判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。

(5) その他、いわゆる秋季入学試験の場合は、上記1)によることを要しない。また、帰国子女入試、社会人入試については、上記1)によることを要しない。

つまり、一般入学試験（学力試験）においては、平成24年2月1日以降の実施。推薦入学試験については、原則11月1日以降の出願。アドミッション・オフィス入試については、8月1日以降の出願。推薦に基づかない入学試験については、高等学校教育に配慮し適時実施することができる。帰国子女選抜・社会人選抜については、高等学校教育に対する配慮の必要性がなく、対象者の優位に立った試験の工夫が求められていると考えられる。

5. 調査書

高等学校の発行する調査書の様式については、書式の変更及び項目の変更などがなされている。これについては、旧教育課程、新教育課程により記入方法が異なるほか、既に健康面における表記は削除されており、自然災害など被災その他の事情により調査書の提出がままならない場合、卒業証明書や成績通信簿などの提出など、それに代わる措置を講ずることが望ましいとされている。また、卒業後20年を経過している場合など保存年限を経過している場合についても指導要録に記録を要しないなど、適切な措置を講ずることとしている。

別紙様式
(表)

調査書

※		※		※		※								
1. ふりがな名 氏名		性別		現住所	都道府県		市区							
昭和 年 月 日生					町村		丁目 番号							
学校名 私立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 (分校)		昭和平成 年 月		入学、編入学、転入学 (第 学年)									
	昭和平成 年 月		卒業 卒業見込											
2. 各教科・科目等の学習の記録														
教科・科目			評定		修得単位数計	教科・科目			評定		修得単位数計			
			第1学年	第2学年					第3学年	第4学年				
教科	科目													
	総合的な学習の時間													
	計													
3. 各教科の評定平均値		教科	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	普・家庭	普・情報	全体の評定平均値	
		平均値												
		教科												
4. 学習成績概評		成績段階別人数												
段階		A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計	(人)人	

(裏)

※		※		※		※							
5. 出欠の記録													
区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4		
	授業日数					欠席日数							
	出席停止・忌引き等の日数					出席日数							
	留学中の授業日数					備考							
	出席しなければならない日数												
6. 特別活動の記録	第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			
7. 指導上参考となる諸事項	(1)学習における特徴等 (2)行動の特徴、特技等				(3)部活動、ボランティア活動等 (4)取得資格、検定等				(5)その他				
	第1学年												
	第2学年												
	第3学年												
	第4学年												
8. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容												
	評価												
9. 備考													
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 平成 年 月 日 学校名 所在地 校長名 印 記載責任者職氏名 ㊞													

この場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましいとしている。資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績等を入学者選抜に用いる場合は、調査書への記載方法等を募集要項にできる限り具体的に記載する。また、各大学は高等学校校長に対して、調査書の学習成績概評が A に属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に、Ⓐと標示するよう希望することができる。

6. 学力検査等

学力検査等の実施について、大きく 3 項目が留意事項として指示されている。従来からのものでもあるが、より 3 項目が明言されている。

(1) 個別学力検査

個別学力検査実施に伴い以下の留意事項及び要請がなされている。

- ① 各大学が実施する学力検査は高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下、「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施するよう求められている。
- ② 個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じて各大学が定め、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫することが望ましい。
- ③ 個別学力検査実施科目を定めるに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- ④ 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性から適當と認められる場合には、普通教科の一部に加え、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え選択解答させることが望ましい。
- ⑤ 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう工夫すること。また、職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう特に配慮する必要がある。
- ⑥ 大学入学者選抜における試験問題の作成に係る外注について（19 高大振第 18 号）通知にも見られるように、大学入学者選抜は、機密性、公平性、中立性が確保された上で実施されることが当然であり、このような観点から、従来から「大学入学者選抜実施要項」において、試験問題の作成に当たり外部の機関等の協力を得ることについて慎重な対応が望まれる。

(2) 大学入試センター試験の利用

短期大学においても、大学入試センター試験の利用が可能であることは、周知のことと思われる。これらについては、大学入試センター試験要項において詳細に説明がなされていることから、とくに記載は避けることとした。一部のみ、その利用について紹介する。

- ① 大学入試センター試験の利用として、アドミッション・オフィス入試や推薦入試においても利用可能であること。
- ② センター試験の複数年数の成績について多様な利用方法を工夫できるなど、その利用価値が高まっている。

今後も、短期大学の大学入試センター試験の活用は広範囲にわたって広がりが持てることとなるであろうと期待できる。

(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用

選抜方法の多様化や評価尺度の多元化に努めることを目的として、入学志願者の能力・適性を総合的に判断できるよう、様々な検査方法によって、判定を行えるよう期待されている。

- ① 小論文及び面接
入学志願者の能力・適性等を多角的に判定するために、学部等の特性に応じ小論文を課し、また、面接を活用することが望ましい。
- ② 実技検査
主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。
- ③ 外部試験の活用
外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、優れた理数系の能力を適切に評価する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する等、必要に応じて信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。なお、この場合には、学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際に、その旨を明らかにすることとされている。

7. 学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表

- (1) 各大学は、学力検査の実施教科・科目、選抜方法（小論文の出題、面接の実施等）や、その他入学者選抜に関する基本的な事項について決定し、平成23年6月1日から7月31日までに発表するものとする。
- (2) 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- (3) 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準

備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

8. 募集人員

- (1) 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分考慮し、入学定員を著しく超えて入学させないこと。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

- (2) 短期大学における推薦入試の募集人員は、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

- (3) 各大学においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておく。

9. 出願資格

大学入学を志願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

10. 募集要項等

- (1) 募集要項

① 各大学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を平成23年12月15日までに発表する。

② 2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

③ 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにする必要があり、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。

④ 入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

⑤ 受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう
　　入学者選抜の公正確保に努める。

(2) 入学手続

- ① 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続きも認めるなど弾力的な実施に配慮する。
- ② 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取り扱いについて（昭和 50 年 9 月 1 日付け文管振第 251 号文部省管理局長・文部省大学局長通知）」の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間に納入させるような取扱は避けること。
- ③ 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等取り扱いについて（平成 18 年 12 月 28 日付け文科高第 536 号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）」の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載するなどにより、明確にすること。
 ア. 3 月 31 日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者を除く。）については、原則として、入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること。
 イ. アにもかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には、入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には、入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

11. 入学者選抜試験実施における注意事項

(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮

既に、平成 17 年度入学者選抜試験要項により、健康診断の取り扱いなどについて規定されている。また、資格取得条件に関する部分で、欠格条項とされていた部分の改正により、ほとんどの資格取得においては、その条件が取り外されていることを受けて、高等学校の調査における健康状況の欄についてもその項目は削除されている。

- ① 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別な事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する必要がある。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病など心身の異常のため志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむをえない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直すこと。

- ② 障害のある者等の試験にかかる特別措置については、以下を参考とし、「障害者などに係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）に伴い十分留意する必要がある。
- a. 点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成など
 - b. 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
 - c. 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入口までの付添者の同伴、介助者の配置など
- ③ 各大学は、障害等の状態に応じた入試が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。としている。

(2) 入試情報の取り扱い

- ① 学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするよう配慮すること。
- ② 受験者への成績開示や、受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努め、試験の評価・判定方法についても可能な限り情報開示に努める。
- ③ 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学の選抜を通じて取得した個人情報については、漏洩や選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取り扱いに努める。

(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止

- ① 入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ガイドラインの作成等により、業務全体のチェック体制の確立など、全学的な連携と防止策を確立し、入学者選抜に関わる責務を明確にするなど連携協力体制の確立に努める。
- ② 試験問題の作成においてはチェック体制を不斷に点検するとともに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うことにより、ミスの防止及び早期発見に努める。なお、試験問題の作成につき、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。
- ③ 合格者決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。また、追加合格決定業務についても、マニュアルを作成する等、実施体制及び決定手続きを明確にする。

12. 入学者選抜の公正確保

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。また、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。

13. 入学試験に関する諸問題

入試体制、広報活動、選抜の種類、募集比率、選抜時期、そして事務処理と、入学試験に関する諸問題は多岐にわたる。それぞれの解決方法は各短期大学・学科の特殊性によって異なり一様ではない。以下、入学者選抜を実施するに際して検討を要する点や留意すべき事項を列挙する。

① 一般入試について

- ・一般入試の時期、回数、入学定員との割合
- ・一般入試の方法（ユニーク・アラカルト方式等）
- ・面接、小論文の取扱い
- ・実技テストの有無
- ・外国語におけるリスニングテストの取扱い
- ・入試得点の公表
- ・歩留まりの予測
- ・合格発表の時期と方法
- ・入学手続後の入学辞退
- ・納付金の返還方式と二段階方式
- ・補欠並びに補欠者からの繰上げ合格

② 推薦入学について

- ・指定校制を取り入れるか、取り入れる場合の指定基準と条件
- ・推薦入学者の割合（入学定員に対する）
- ・同一校からの推薦人数の制限
- ・過年度卒業者の推薦受入れ
- ・推薦基準（指定校制をとらない場合）
- ・推薦入学における選抜方法（一芸一能等）
- ・小論文、面接、実技テスト
- ・推薦入学における専願・併願について
- ・推薦入学の入学辞退

- ・推薦入学者選抜の実施時期
- ③ アドミッション・オフィス（AO）型入試について
- ・アドミッション・オフィス（AO）型入試（以下 AO 型入試という。）の方法・時期・回数
 - ・入学定員に対する AO 型入学者の割合
 - ・AO 型入学者への入学後のフォローバック体制
- ④ 特別選抜について
- ・社会人の受入れ
 - ・帰国子女の受入れ
 - ・障害を有する者の受入れ
- ⑤ 外国人留学生の受入れについて
- ・日本留学試験の活用
 - ・書類選考の活用などによる渡日前の入学許可
- ⑥ 入試体制について
- ・担当部署
 - ・入試委員会
 - ・出願者、採点者、試験監督
 - ・入試問題作成・チェック機能
 - ・出題ミス・合否判定ミス等の防止、対応
 - ・自然災害を含む不測の事態における危機管理
 - ・入試手当
- ⑦ 事務処理について
- ・願書の受付
 - ・判定資料の作成
 - ・入試問題の保管
 - ・答案、判定資料の保管
 - ・入試事務処理の電算化
 - ・試験会場、採点会場
 - ・個人情報の保護に関する法律への対応
- ⑧ 広報活動について
- ・進学説明会
 - ・オープンキャンパス
 - ・募集要項
 - ・学校案内パンフレット

- ・広告・宣伝関係

14. その他

各大学は、所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行なう。

なお、「平成23年度入試大学入学者選抜実施要項」から、アドミッション・オフィス（AO）入試の願書受付を8月1日以降に限定し合否判定に筆記試験の成績などによる学力確認を求めるごと、また推薦入試においては推薦書・調査書だけで入学志願者の能力・適正等の判断が困難な場合には同様の学力確認を行なうこと、高等学校の教科の評定平均値を組み合わせること、との方針が盛り込まれた。

第2章 学籍と学籍（学生）異動

1. 学籍簿と指導要録

学籍簿は、1900年（明治33年）小学校令施行規則で定められ、その様式は、氏名、生年月日、住所、入学・卒業年月日、退学年月日、理由、保護者氏名、住所、職業、児童との関係、学業成績（学年別、教科別、操行）、在学中出席及欠席（出席日数、欠席日数）、身体の状況（身長、体重、胸囲等九項目）、備考等の欄からなっていた。

戦後、学籍簿は、中学校・高等学校の累加記録摘要と一本化され、名称が指導要録に改められた。指導要録は、校長が、入学した生徒等について作成し、学校に備え付け、保存しなければならない表簿であり、進学の際はその抄本（高等学校の調査書に当たる）を、転学の際はその写し及び抄本をそれぞれの進学先に送付しなければならない「指導及び外部に対する証明等のために役立たせる原簿としての性格をもつ」ものとされている。

指導要録の内容は、「学籍」の記録と「指導の過程及び結果の要約」の記録の2つの部分からなっており、その様式については、高等学校生徒指導要録では、1葉表裏2面に編成されていたが、平成5年7月の様式例の改訂により、別葉編成となり、学籍の記録を1葉表1面に、指導に関する記録を別葉の表裏2面に記載することになり、卒業後は別とじにして保存することになっている。その保存期間は、「学籍の記録」及びその写しは20年間、他は5年間と改められている（平成6年4月1日以降入学生徒分から適用する。）。

短期大学では、指導要録に相当する表簿として、学籍原簿、成績原簿（単位修得簿）、健康診断簿などを作成し、備え付け保存している。

2. 学籍の記録

指導要録の一部である「学籍の記録」の部分（短期大学の学籍簿に相当する）の具体的な内容は、「学校名、所在地、課程名・学科名、生徒（氏名、生年月日、現住所）、保護者（氏名、現住所、生徒との関係）、保証人（氏名、現住所、生徒との関係）入学前の経歴、入学・編入学・転入学年月日、転学・退学年月日、卒業年月日、卒業後の進路、備考」の記録である。したがって、学籍とは、当該学校に在学した者の身上及び在籍に関する記録事項を指している。

学籍の記録事項に異動を生じたときは、速やかに加除訂正しなければならないことは表簿として当然のことである。

本人の住所、保護者等身上の事項については、その届出によって、休学、退学等在籍に関する事項については、教授会の議を経て、学長の定めるところによって処理されることになる。

在籍に関する異動の年月日は、教授会の議を経て学長の定める日付である。必ずしも教授会開催

日とは限らない。日付は、授業料納付、単位認定等と関連するので明確にしておく必要がある。

以下、在籍に関する記録事項についてとりあげる。

(1) 入学

A. 入学の意義

入学するということは、法的には、短期大学と学生の間における契約の一種、在学契約（在学関係）の締結と考えられ、私立学校の場合は、学校教育をほどこすことを内容とする公的な性格をもつ私法上の契約（関係）であるとされている。

入学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

B. 入学許可と入学（許可）の取消し

入学するためには、学校教育法第90条第1項に規定されている入学資格を有する者が、当該短期大学の実施する入学試験等に合格し、定められた期間内に入学手続を完了し、入学の許可を得ることが必要である。ここで所定の入学手続とは、通常次の①～④をいう。

- ① 学生納付金（入学金、授業料、施設費、その他）を納入すること
- ② 誓約書を提出すること
- ③ 高等学校（出身校）等の卒業証明書を提出すること
- ④ 当該短期大学が指定する書類（例えば、身上書、写真）等を提出すること

入学手続を完了し、入学の許可を得た後、次のような場合は、短期大学の一方的な意思により、入学許可を取消すことができる。

- ① 入学資格となる最終学校を卒業できなかったとき
- ② 入学試験に不正な手段を用いたことが判明したとき
- ③ 調査書等に虚偽の記載があったとき

C. 入学の期日・時期

- ① 原則として、入学の時期は学年の始期であり、入学年月日は入学許可の日付である。

入学許可の通知が4月1日より前の場合は、学年の規定により4月1日から発効することとなるので、入学年月日は4月1日である。ただし、入学式への出席を入学許可の条件としている場合は、入学式の日付となる。

- ② 入学許可の通知が4月1日以降の場合は、入学許可通知の日付又は入学式の日付となる。

また、入学試験の実施がやむを得ない事情で遅れた場合、教育課程に編成された年間の教育内容が通常の授業形態で消化し得る程度内で、入学許可を遅らせるることは許されることと考えられる。しかし、その場合も4月中が限度と考えられる。

- ③ 短期大学は、学年の途中においても学期区分にしたがい学生を入学・卒業させることができる。

○学校教育法施行規則

第 59 条 小学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 163 条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

(注) 学年の規定は、教育課程編成上の単位期間を定めたものであって、4 月 1 日を入学期日と定めたものではない。修業年限や在学年限の期間も、民法第 143 条（暦による計算）の規定にしたがって計算するほど厳密な意味での期間を考えているわけではない。

D. 在学と在籍

① 修業年限と在学年限

学校に入学し、教育課程を修了するために必要な最小限の在学すべき年数を法は定めている。これを修業年限といい、短期大学では「2 年又は 3 年」となっている。

学生が、短期大学の修業年限を超えて在学できる年数の限度を在学年限というが、これについては、法的に定められていないので、多くの短期大学では、これを学則で定めている。修業年限の 2 倍としているところが多い。

○学校教育法

第 108 条 大学は、第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

2 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限を 2 年又は 3 年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(4～8 は略)

② 在学期間と在籍期間

修業年限、在学年限は、最短、最長の在学期間であるが、この在学期間には、休学等学修状態を休止している期間を含めない。ここにいう在学とは、当該学校に在籍し、かつ学修状態に在るという意味で用いられ、在籍は、本人（名前）が学籍に在るという意味で用いられ、在学期間と在籍期間は区別される。休学期間は、在学期間には含めないが、在籍期間には算入する。例えば、休学期間が 1 年間、単位不足のため 1 年留年して卒業した場合は、在学期間は 3 年、在籍期間は 4 年となる。

③ 長期履修学生

社会人の様々な学習需要に対応し、短期大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受入れを一層促進し得るよう、長期履修学生制度が設けられた。

○短期大学設置基準（平成14年3月28日文部科学省令第11号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

上記短期大学設置基準の改正の留意点は次のとおりである。

計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）は、修業年限在学することが予定される学生よりも1年間又は1学期間に修得する単位数が少ないことを踏まえ、在学者数が収容定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生の在学者数は、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定することとする。

ただし、入学者の受入れに当たり同様の算定方法により算定して入学定員を満たす数の入学者を受け入れることとすると、長期履修学生が修業年限を超えて在学する時点で在学者数が収容定員を超える事態を招くことから、入学者数が入学定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生と修業年限在学することが予定される学生とを区別せず、その実際の人数で算定するものとする。また、各大学において修業年限在学することが予定される学生と長期履修学生との履修形態の変更を認めるに当たっては、上記在学者数の算定方法によって在学者数を算定した場合に在学者数が収容定員を超えない範囲内で変更を認めることとすること。長期履修学生への履修形態の変更は、長期履修学生として履修することが適当であるかどうかを十分に検討した上で適切に行うこと。

このほか、長期履修学生は修業年限を超えて在学することから、その授業料については、修業年限在学することが予定される学生との均衡に配慮しつつ、学生の負担軽減を図る観点から、修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができるようにしたり、履修する単位数に応じて授業料を納めができるようにするなど、設置者の判断により適切な方法で徴収することが望ましいこと。

(2) 卒業

A. 卒業の意義

入学が、在学契約、在学関係の成立であるとするならば、卒業は在学目的達成による在学契約、在学関係の解除、終了であるといえる。入学は在学関係の入口であり、卒業はその出口である。

B. 卒業年月日

教育課程の修了の認定、すなわち卒業の認定は、教授会の議を経て学長が定める事項である。卒業の期日は、形式上は学年の終期 3 月 31 日とされているが、短期大学の事情により、若干早めることは許容され運用されている。

一般に、卒業の期日は、課程の修了を認めた卒業証書に表示される日付とされ、これが、学籍の記録上の卒業年月日となる。

○学校教育法施行規則

第 144 条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

(3) 学籍（学生）の異動

A. 休学・復学

休学とは、学生が在籍のままで、一定期間学修状態を休止するということである。休学は教授会の議を経て学長が定める事項である。

休学には、学生が病気などやむを得ない事情により願い出て、許可を得て休学する場合と、疾病のため休学を命ぜられる場合がある。

短期大学の多くが、「休学は修学（就学）できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常、その期間中は、授業料が免除され、また、その期間は最長在学期限に含まれないものとしている。したがってあまり短い期間について休学の措置をとる必要はなく、2～3か月以上修業が不可能な場合に休学とすることができます。」ものとしている。

休学期間は、一般的に休学の理由が消滅するまでの期間とし、引き続いて休学できる期間は 1 年、特別の理由があるときは、さらに 1 年程度の延長を認めることができるとしている例が多く、通算して休学できる期間は修業年限と同年数程度としているようである。

休学の理由の消滅した場合には、休学期間にかかわらず願い出て、許可を得て復学することができる。また、期間中に休学理由が消滅しない場合には、改めて期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

なお、病気で休学していた場合には、診断書（治癒証明書）を提出させ、確認する必要がある。また、復学の時期は、休学期間の設定と同様、修業年限、単位認定、授業料の納入等に關係

するので、その取扱いに注意する必要がある。

B. 留学

留学とは、通常「海外留学」と解され、外国の短期大学又は大学で学修することをいう。短期大学生の在学中の留学には2つの場合がある。

1つは、短期大学の定めるところにより、在学のまま外国の短期大学又は大学で学修する場合であり、他は、在学中に休学の許可を得て、外国の短期大学等で学修する場合である。これらの場合の学生の取扱いは、学籍上、前者は留学であり、後者は休学である。

これらの学修の期間は、前者は在学期間、後者は休学期間に算入されることとなる。学籍上の留学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

この留学の制度は、昭和57年3月の短期大学設置基準の一部改正によって設けられたものであるが、平成3年6月の基準改正によって、留学分を含めて単位互換による単位認定が30単位まで認められることになったので、在学のまま留学して、修業年限を延長することなく卒業できるようになった。さらに平成11年3月の改正で、留学により修得した単位のみで30単位まで認められるようになり、ますます短期大学における留学制度の活用が期待されている。

○短期大学設置基準（昭和50年4月28日文部省令第21号）

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条

（第1項、第2項略）

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあっては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあっては、

45 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあっては、53 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあっては 45 単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

（昭和 57 年 3 月 23 日文大技第 108 号）

I 改正の趣旨（略）

II 改正の要旨及び留意点

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（略）

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

（1）留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

（2）（略）

（3）外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

（4）（略）

（5）（1）によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

（6）（略）

C. 転学・転籍（部・科）

転学とは、他の短期大学へ、あるいは他の短期大学から転入学異動することをいう。転学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

転部、転科は、同一短期大学内の学科・専攻間、第 1 部（昼間）、第 2 部（夜間）間の転籍異動をいう。

転籍異動については、入学時には異なる入学試験を経て学科等の所属が決定されていることを考慮すれば、一般的には、正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的措置である。

これらの場合の異動年月日は、転学・転籍先の受入れ年月日の前日とし、受入れ学校名、部・科・専攻、学年及び理由を記入するのが通例である。

D. 退学

退学とは、修業の中途において在籍関係を解除することである。退学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

退学には、その手続きにより、願出によるもの、懲戒によるもの及び届出によるものがある。

① 願出による退学

学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合である。これは、学校、学生双方の了解のもとに在籍関係を解除する場合で、後日、退学理由の解消したときは、願い出て、もとの学科・年次へ再入学が許可されることがある。この場合、再入学前の既修得単位、評価、在学年数等は学内規定に基づいて認定・通算されるのが一般的である。

② 懲戒による退学

これは短期大学の学則に基づいて、学長が行う懲戒による退学処分である。

③ 届出による退学

学生が死亡したときは、短期大学の処理（許可、命令）を待つまでもなく在籍関係は消滅するので、学則上特に規定する必要はない。事務処理上は、保証人から死亡届の提出を受け、教授会に報告し、学籍上は、死亡年月日、理由等が記録されることになる。

E. 除籍・復籍

除籍とは、在籍している状態から在籍していない状態になることである。

除籍は、一般的に学費未納や修学期限などの理由により、学則に基づいて在籍関係の解除が事務処理的に行われるものである。懲戒処分としての退学と異なり、懲戒としての性格はもない。したがって、証明書の発行等は、「退学」となった者と同様の取り扱いが行われるのが一般的である。

除籍に該当する項目については法令上の根拠がないので、学則に定めておく必要がある。学則には通常、次の事項があげられている。

- ・在学年限を超えた者
- ・休学期間を超えてなお修学（就学）できない者
- ・授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・長期にわたり行方不明の者

上記の事項のうち、「授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」については、大学によっては、一定期限内に納付することによって、除籍された状態から在籍している状態に戻ることが可能な場合もある。（復籍）

なお、復籍に関する手続きについては、学則等に規定しておく必要がある。

3. 学籍に関する諸問題

(1) 学生納付金

入学することによって、学校と学生の間に在学関係が成立すると、両者の間に権利義務の関係が生じ、学校の教育の提供に対し学生はその反対給付（対価）として入学金・授業料等の学生納付金を納入する義務が生じてくる。

したがって、納付金を滞納した場合は、契約の不履行として、契約の解除（退学〈除籍〉）もあり得る。学生にとって納付金を完納することは、在学関係を成立させるための条件であり、単位の修得や修業年限の在学等は、在学目的を成就するために必要な条件である。どちらも、学業を修了（卒業）するために欠くことのできない要件である。

そのため、授業料等の納付金額と納入方法については、学内規程に明確に定めておく必要がある。ここで問題になるのは、休学期間中と復学に際しての授業料の取扱いである。

A. 休学中の授業料

休学が大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。

一般的には「休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する」が、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は休学期間の終期を学期の終りに合わせておくと都合がよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

B. 復学者の授業料

一般的には「学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。」となっているが、学期の始めでないと復学が困難な場合が多いと考えられるので、その場合は復学の時期を学期の始めとする旨学内規程で定めておくと都合がよい。

なお、休学者・復学者の授業料の納入について上記例のような規程とするときは、細則で延納についてばかりでなく、特別の事情があると認められる場合は月毎の分納を認める旨の規程を設けておく必要があると考えられる。

(2) 懲戒

学生に対する懲戒については、学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、一定の定められた範囲でこれを加えることが許されている。

一般に学校における懲戒には、2種類があると解されている。その1つは、日常の教育活動における教育効果をあげるために、叱責したり、戒めたり、反省を促したりすることである。もう1つ

の懲戒とは、学校教育法施行規則第26条第2項にあるように、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う退学、停学及び訓告の処分である。

法的効果を伴う後者の懲戒は、教授会の議を経て学長が行う事項であり、在籍関係の解除、在学状態の一時停止などを伴う場合は、学籍異動記録の対象となる。

A. 退学

懲戒による退学処分は、在学・在籍関係の強制的解除であり、学生は在学関係・学生としての身分を失うことになる。

退学処分の対象となる者については、学校教育法施行規則第26条第3項で定められている。

B. 停学

停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利とともに、学校の施設設備の利用権を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。

ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長することもあり得る。

なお、停学期間中の退学はあるが、停学期間中に休学することは停学の趣旨から認められない。

停学期間と休学期間は明確に分離して許可する事項である。

C. 訓告

訓告は、通常、学生の身分までは影響の及ばない懲戒であり、学生には口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（略）、盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

(3) 科目等履修生・研究生・委託生

短期大学には、正規の課程の学生以外に、科目等履修生（聴講生を含む）・研究生・委託生を受入れているところもあり、その場合の取扱いは、各短期大学が、受入れに必要な事項を学則で規定しているのが通例である。

A. 科目等履修生

短期大学の定めるところにより、1又は複数の授業科目を履修する者を科目等履修生といい、科目等履修生に対して単位を与えることができる制度が、平成3年度に創設された（短期大学設置基準第17条）。

科目等履修生に対する単位の授与については、正規の単位の授与であることから、短期大学設置基準第13条に定められる単位授与と同じ手続きによることとされており、単位修得証明書が交付される。

なお、単位の修得を希望せず単位の授与を必要としない者については、単位の修得を伴わない履修も認められる（聴講生）。

科目等履修生の受入れについては、正規の学生ではないので、各短期大学において、それぞれ定めることとなるが、出願資格を「高等学校卒業又はそれと同等以上と認められる学歴を有する者」としている短期大学が多い。

その他、国の制度としての「大学等委託訓練コース」「教育訓練給付制度」により科目等履修生として講座を受講するケースも増加している。

B. 研究生

特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を許される研究生の制度がある。

この場合、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されている。

C. 委託生

学校その他の機関からの委託により、特定の授業科目の聴講、あるいは特定の研究課題についての研究を行うことを許可される委託生の制度がある。委託生の場合も、科目等履修生（聴講生）・研究生同様、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるのが通例である。

4. 学籍に関する証明書

証明書はその学生の在籍中の事実を証明する公的文書である。その発行にあたり、本人からの交付申請によることを原則とし、使用目的が明確であることが望ましい。

卒業証明書（卒業見込証明書）、在学（在籍）証明書及び成績証明書、単位修得証明書等は原本に基づいて発行されるが、その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ様式を定めて発行している。その証明書の記載内容のうち共通の事項は次のようなものである。

氏名、生年月日、学科・専攻名、証明内容・事項、証明書発行年月日、証明書番号、証明者（学長）職氏名、職印

- ① 卒業見込証明書については、単に最終学年に在学しているということだけでなく、履修登録科目の単位を修得した場合に卒業要件を充たすか否かを確認する必要がある。
- ② 在学証明書は現に在学中の者（停学中の者を含む）に対して発行し、在籍証明書は休学中の者及び退学（除籍を含む）した者に対して発行する。通常、休学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇〇〇学科（専攻等）に入学し、在籍していることを証明する。ただし〇〇年〇〇月〇〇日から休学中である」とし、退学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇〇〇学科（専攻等）に入学し、〇〇年〇〇月〇〇日付にて退学した者であることを証明する」というように記載するのがよいと思われる。
- ③ 成績証明書は、すでに修得している科目の成績（単位）を証明するものである。なお、就職活動及び編入学等に必要な場合は、現在履修中の授業科目についても表示することが望ましい。なお、退学（除籍を含む）した者又は休学中の学生の成績証明書にも退学の期日、休学の期間等を記載することがよいと思われる。
- ④ 最近、外国の大学へ編入学（留学）する学生が多くなっているが、その場合、短期大学で発行する欧文の証明書には学長又は証明書の管理責任者のサイン、短期大学の刻印等が必要である。この場合、外務省に登録済みの刻印が必要とされる国もある。また、成績証明書等については履修した授業科目の内容が受け入れ側に十分理解されるような方法を考えることも必要である。

5. 学籍簿の編成と保存

（1）学籍簿等の編成

学校教育法施行規則第24条及び第28条において、指導要録、その写し及び抄本の作成・保存について定めている。

指導要録は、児童等の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録した表簿であり、戦前の学籍簿の名称を変更したものである。

短期大学では、これに相当する備付表簿として、学籍簿、成績原簿（単位修得簿等）、健康診断簿等をそれぞれ別に編成して保管している。

短期大学における学籍簿の記載内容は、指導要録のうち「学籍の記録」に相当するものであり、その様式については、特に画一されたものはないのが現状であるが、一般的な記録事項は、次のとおりである。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 短期大学・学科・専攻名、学籍番号
- ③ 入学・卒業年月日
- ④ 在学中の異動（事項・年月日・事由等）
休学、復学、留学、退学、除籍、再入学、転入学、転籍、取得資格
- ⑤ 本人の写真
- ⑥ 本籍地（都道府県名）及び現住所
- ⑦ 出身高等学校名、卒業年月日
- ⑧ 保証人・保護者氏名、住所等
- ⑨ 備考欄

なお、外国人の氏名については、「外国人登録証明書」（外国人登録法）に記載されている氏名とするのが適切である。ただし、「通称名」が記載されている場合は、学生の不利益にならないよう可能な範囲において配慮する必要がある。

学籍簿の記録事項に異動・変更が生じた場合には、速やかに加除訂正する。なお、学生からの届出による訂正については、所定の変更届を提出させる必要がある。

○学校教育法施行規則

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿
及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考查に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 七 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5 年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20 年間とする。

（略）

(2) 学籍簿等の保存・管理

学校の備付表簿の保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項に定めている。

これまで指導要録及びその写しは20年間、その他の表簿（指導要録の抄本を除く。）にあっては5年間これを保存しなければならないことになっていた。これが改正され、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分だけがその保存期間が20年間、その他の部分は5年間に改められた（平成6年4月1日以降作成から適用する。）。

短期大学の学籍簿は、学籍の記録の部分に相当するので、その保存期間は20年間、健康診断簿等はすべてその他の部分に相当するので、その保存期間は5年間ということになるが、多くの短期大学では、学籍簿等は永久保存に近い扱いをしているのが実状のようである。

学籍簿等備付表簿は、いつでも利用できるように分類（入学年度、卒業年度、学科、専攻、課程、氏名の50音順、学籍番号、異動種別等）しておく必要がある。

学籍簿等の記録内容は、学生ひとりひとりのプライバシーにかかわる事項でもあるので、その利用及び保管に当たっては、特にプライバシー保護の観点から、格別の配慮が必要であることはいうまでもない。

特に、保存期間経過後の取扱いについては、「学校教育法施行規則の一部改正について（通達）」（平成5年7月29日文初高第202号）において、「大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。」を留意事項としてあげている。

また、従来は手書きによって原本が作成されてきたが、最近はコンピュータを導入して成績処理を行っている短期大学が殆んどで、出力した資料や、入力した資料をそのまま永久保存することも工夫されているが、ハードディスクや光ディスク等の記録媒体と一緒に、保存管理の面で技術的に未だ若干の問題があるようである。

保管については、細心の注意を要すると同時に不時の災害に備える工夫も必要である。耐震、耐火の構造の書庫や、コンパクトな記録媒体に転写したり、原本と副本を作成するなど、万一に備えて安全対策をたてておくことが大切である。

○学校教育法施行規則の一部改正について（通達）（平成5年7月29日文初高第202号）

1 改正の趣旨

今回の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成3年3月15日文部省令第1号）の附則（以下「附則」という。）を改正し、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の進学の際の取扱い及びその保存期間について改善を行ったものであること。

2 改正の内容

- (1) 生徒等が進学した場合において、従前は指導要録の抄本を進学先の校長に送付することとしていたが、これを抄本又は写しを送付するよう改め、平成6年4月1日以降に生徒等が進学又は転学した場合から適用すること。（第12条の3第2項及び第3項、附則第2項関係）
- (2) 指導要録の保存期間について、従前は20年間としていたが、これを入学、卒業等の学籍に関する記録以外の記録については5年間に改め、高等学校については平成6年4月1日以降に第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則第64条の3（現在は103条）第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあっては、同日以降に入学した生徒（同規則第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る指導要録及びその写しから、大学、短期大学、高等専門学校については、平成6年4月1日以降に作成された指導要録及びその写しから、それぞれ適用すること。（第15条第2項、附則第3項関係）

3 留意事項

- (1) 上記2の(1)については、進学先における利用等に配慮して適切に運用されることが望ましいこと。
- (2) 上記2の(2)については、平成5年7月29日付け文初高第162号「高等学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部生徒指導要録の様式例等の改訂について（通知）」により高等学校の指導要録について、学籍に関する記録と指導に関する記録とを別葉として編成する様式例を示したところであり、高等学校の指導要録の指導に関する記録については、保存期間経過後は生徒の進路の状況等に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置がとられることが望ましいこと。

また、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。

第3章 教育課程と履修登録

1. 教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいて、どのような教育内容（授業科目）を、どれだけ（単位数）、どのような方法（履修区分・年次、授業期間・方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画であると定義することができる。

教育課程は、教育内容の領域を教科活動中心に構成するか、教科活動と教科外の経験領域を含めて構成するかによって、教科カリキュラムと経験カリキュラムに区別されている。高等学校までの学校では、後者の立場をとっている。ここでは前者の立場をとる。

2. 教育課程に関する法的規制

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業までに、学生はどのような能力の習得を目指すのか、達成すべき具体的な「学習成果」を設定したものが、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）である。そして、この方針で定めた達成目標を、短期大学士課程教育において実質化・体系化を図らなければならない。その方策・手段が、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）である。教育課程を編成する上で最も重要な課題は、教育目的を達成するためにどのような授業科目を開設し、どのように編成するかである。

短期大学設置基準では、短期大学がその教育目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを原則的に義務づけるとともに、体系的に教育課程を編成するに当たっては、教育内容の上で、短期大学が大学教育として必要な専門教育と一般教育等のそれぞれの教育が目指すところに配慮しなければならないことを義務づけている。

○短期大学設置基準

(教育課程の編成方針)

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(2) 教育課程の編成方法

短期大学の教育課程の編成方法については、短期大学設置基準第6条で「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、授業科目の履修上の区分を設けて教育課程を編成することを義務づけている。

A. 必修科目と選択科目の区分

必修科目は、教育目的を達成するために、学科・専攻等に所属する全学生が履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、学科・専攻等に必要な共通・基礎的な知識・技能の修得、基礎的能力の育成、体系的学修の達成等をめざすものである。

選択科目は、教育目的を達成するために、特定の科目の中から選択して履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、個性に応じて選択させ、特殊・多様な学修や能力の展開を期待するものである。

なお、必修科目、選択科目の開設比率については特に規制はないので、教育目的に照らして各短期大学で定めることになる。

B. 授業科目の履修年次の区分

各授業科目を各年次に配当して教育課程を編成することを義務づけている。この規定の趣旨は、修業年限の2年間（又は3年間）において、卒業要件単位数を修得するために必要な授業科目の学修時間を各年次に適切に配分するとともに、各授業科目間の内容的継続性・関連性・体系性等（初級・上級、概論・各論、講義・演習又は実習、専門・教養等）に応じて適切に学修できるようにするためであると考えられる。

(3) 単位・単位数

短期大学設置基準は、授業科目の内容に必要とする学習量を示す単位・単位数の計算方法について規定している。

A. 授業科目の単位数

「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。」（第7条）と定めている。

B. 単位数の計算方法

短期大学が単位数を定めるに当たっては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」（第7条）1単位の授業時間数を、短期大学設置基準に定める範囲において、各短期大学が弾力的に定めることができる。なお、講義科目であれば1単位あたり最低でも15時間の授業時間の確保が必要とされている。

○短期大学設置基準

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
 - 三 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

○大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成19年7月31日 19文科高第281号）

4 二以上的方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第21条第2項第3号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせて行う授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間数をそれぞれx、yとすると、 $ax + by$ (a : 1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を同項第1号の規定により講義について15時間から30時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b : 同じく45時間を同項第2号の規定により実験について30時間から45時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値) が45となるようにx及びyの値を定めること。

(5～8は略)

9 その他

上記1～8に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期

大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記1、4、6及び7については、平成18年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に設置されているものであること。

C. 卒業の要件

「修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。」(第18条)と規定している。

D. 単位制と学年制

卒業認定制度に関して、所定の単位数の修得を卒業認定の要件とする制度を単位制といい、学年の区分ごとに学年の課程を定め、全学年の課程の修了を卒業認定の要件とする制度を学年制という。

通常、中学校までは学年制を、高等学校では単位制と学年制を併用し、短期大学では単位制をとっている。

なお、短期大学においても、体系的・段階的学修ができるよう授業科目を年次に配当するとともに、年次ごとに必修単位数や必要修得単位数に限度を設定して指導し、教育効果をあげているところもある。この場合においても単位制のもとでは、原則として留年の制度はない。

(4) 授業期間

「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。」(第8条)と規定して、従来の210日という日数の規定がなくなった。これは、学校5日制の導入を可能とするためとされている。

「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。」(第9条)とし、これは3学期制又は2学期制に対応するものである。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験、追試験、再試験、休講のための補講、文化祭、体育祭等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。すなわち、単位計算基準からは30週でよいものを、「35週にわたることを原則とする」としているのはそのためである。

また、定期試験は10週又は15週の授業時間に含めてはならないことに留意しなければならない。このことは平成20年12月24日の中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」にも明記されている。

「ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。」(第9条)と規定し、これは例外として、外国語の演習、体育実技、芸術における個人指導による実技指導など短期間の履修で高い効果が期待できる授業について

て、集中講義や実技合宿など短期間での授業の実施を可能とするための規定であるとされている。

○短期大学設置基準

(1) 年間の授業期間

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(5) 授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領の「常例」においても、小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や研究成果から割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、時間割の編成上、2時間（90分あるいは100分）単位とし、それを1コマとしている短期大学が多い。

(6) 授業の方法

授業の方法については、短期大学設置基準第11条第1項において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と規定している。

一般的にいえば、講義は教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業方法、演習（ゼミナール）は教員の指導のもとに共同して研究、調査、報告、討論等を行う授業方法、実験、実習又は実技は、それぞれ実験、実習又は実技を主として行う授業方法である。

授業の方法は、授業科目の単位数計算の拠りどころとなっている。

1単位の授業時間数は、授業方法に応じ、その授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、短期大学設置基準に定める時間の範囲で、短期大学が弾力的に定めることができる。

授業方法の運用に伴う教育効果や授業時間外に必要な学修などが、単位数計算上正当に評価されるので、授業の教育効果を高めるために、授業方法の併用や演習形式の授業などの積極的な活用が期待されている。

また、短期大学設置基準第11条第2項では、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしている。更に、第3項では、第1項の授業

を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も、同様であると規定している。

次に、第4項において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができると規定している。

これは、社会人の再教育の推進や地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取り組みが求められている状況において、これらの要請に短期大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、教育研究の内容によってはキャンパス外での展開(サテライト教室)が教育的に有効であるという観点から規定されたものである。

この第4項の規定に基づき、文部科学省告示第51号(平成15年3月31日)において、社会人等を対象とした授業であること等、次のとおり定められている。

○短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

(平成15年3月31日 文部科学省告示第51号)

短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第11条第4項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

短期大学設置基準第11条第4項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 2 1校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うこと
- 3 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 4 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(7) 昼夜開講制

昼夜開講制とは、時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度で、短期大学設置基準第12条に「教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。」と規定さ

れている。

もともとは夜間学科の学生に対し昼間の学修機会を提供するため昼間学科の履修形態の弾力化を制度化したものであるが、文部科学省は短期大学における昼夜開講制の認可に際し、通常の学科が昼夜開講制をとる場合でも、必ず昼間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編制を行うように指導し、「夜間において授業を行う学科」が昼夜開講制をとる場合にも、必ず夜間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編成を行うよう指導している。

なお、昼夜開講制を実施する場合には、専任教員数及び校地面積については、教育に支障のない限度において、面積及び教員数を減ずることができるとされている。

3. 履修指導と履修登録

(1) 履修の意義

学生は入学（在学関係の成立）することによって学修する権利を取得する。短期大学は学生に対し教授（教育）する義務を負う。短期大学の行う授業は教育課程に基づいて行う授業である。学生は学修する権利の行使として、短期大学の行う授業を受けて学修する。授業を受けて学修することを履修という。

学生の在学目的である学修は、短期大学の行う授業を履修することによって実現し、短期大学の行う授業は、学生がこれを履修することによって、その目的を果たすことができる。履修は、学生の行う学修と短期大学の行う授業を成立・実現させる原理的意義をもつ。履修は、学生と短期大学間の在学関係の実現・実践であるともいえる。

短期大学は、授業を履修した者に対してのみ試験の上単位を与えることができる。履修は、授業科目の単位修得の前提条件である。

短期大学が、教育課程に基づいて行う授業を適切に計画・実施するとともに、学生にこれを適切に履修させるため、入学時及び学年（学期）の始めに実施している重要な業務に履修指導及び履修登録がある。

(2) 履修指導

履修指導には、当該短期大学及び学科・専攻の教育課程とその履修に関する全般にわたる指導・案内と、当面の授業実施計画・時間割及び履修科目の登録に関する具体的・実務的な指導・案内がある。

これらの履修指導を含め、学生生活全般にわたって、入学時又は学年始めに集中的・計画的に行っている指導・案内がオリエンテーションである。

A. オリエンテーション

各短期大学は、入学式直後（又は直前）に新入生に対し学生生活全般について指導を行う。こ

れをオリエンテーションと呼んでいる。その目的は、新入生を一日も早く大学生活に適応させるとともに、学修に関する諸事項を理解させることにある。また、この期間に、オリエンテーション・キャンプや校外宿泊などを実施して教育効果をあげている短期大学もある。

また、オリエンテーションは、教員・職員・学生会代表が共同してあたるのが通例である。

B. 履修指導の内容

オリエンテーション等で行われている学修・履修に関する指導・案内で、一般的に取り上げられている事項は次のとおりである。

- ① 短期大学、学科・専攻の教育目的・目標
- ② 教育課程（授業科目、単位数、必修・選択、年次配当、授業期間等）
- ③ 卒業要件
- ④ 開設授業科目の概要（講義要項）
- ⑤ 履修に関する規程
- ⑥ 試験・成績評価に関する規程
- ⑦ 図書館利用に関する事項
- ⑧ 免許・資格取得に関する事項
- ⑨ 授業実施計画・時間割と履修登録
- ⑩ その他

これらの事項は、学生必携、履修要項、講義要項、学内諸規程、短期大学要覧等の印刷物を配布して説明が行われるのが通例である。これらの指導・案内の担当は、教員・職員がその内容により分担しているところが多い。

(3) 履修登録

履修登録とは、学生が短期大学の作成する授業実施計画・時間割の中から、その学年又は学期に履修する授業科目を申請（届出）し、短期大学がそれを確認・承認する手続きである。短期大学にとって、それは授業科目の履修者を確定する手続きである。学生はこれによって授業科目に対する学修意志を表明し、承認を得て初めて、授業科目の履修が可能となる。学生にとっては履修登録が単位修得への出発点である。

短期大学は、これによって各授業科目の履修者及び人数を把握・調整・確定するとともに、履修者名簿を作成し、教室配当を適正に行うことができる。また、未登録者、登録ミス等を処理し、授業科目に対する学生のニーズを把握することができるなど、履修登録は短期大学が授業を適切に実施・運営し、計画する上で極めて重要な業務である。

A. 登録の方法・時期

履修登録は、通常、年度又はセメスターの初めの定められた期間（約1～2週間）に当該年

度に開設されている授業科目の中から履修しようとする授業科目のすべてを本人自身で登録することが原則である。

その時期については、授業開始前に手続きをする方法と、授業開始後一定期間をおいて手続きをする方法とがある。どちらがよいかは一概にいえないが、1～2回程度受講して、講義内容の概要あるいは知識を得てから手続きをする後者の方法をとっている短期大学が多い。

B. 登録の変更・訂正

履修登録を受け付けた後は、正当な理由がない限り科目の追加や取消しを認めるべきではない。しかし、履修登録を相当慎重に行った場合でも、学生の思い違いや書き違いによる登録ミスがどうしても発生する。したがって、履修規程に照らして、誤記入あるいは記入内容に誤りがないかどうかを点検する必要がある。特に卒業年次の学生に対しては、卒業要件を満たしているか否かについて十分な点検を要する。この他、授業になじめないとか、ついていけない等の理由で変更を申し出る学生もいるが、いずれにしても履修登録に関する諸規程に照らしてできるだけ速やかに指導し、変更手続を行う必要がある。

なお、未登録者については、速やかに該当者を調査・把握することにつとめ（掲示、文書あるいは電話等による呼出し）、学修継続意志の確認をするなど適切な対応と措置を講じなければならない。

C. 登録の制限

授業を適切に運営・実施するため、履修登録上制限されている事項に、授業科目、単位数及び学生数に関するものがある。

① 授業科目に関する制限

授業の実施計画・時間割は、学科・専攻ごとに、年次別・学期別・クラス別に編成される場合が多い。この場合において、他クラス、他学科、他年次に開設される授業科目の登録は、原則として認められないのが通常である。

また、同一時間帯に開設されている複数の授業科目の登録、いわゆる二重登録は認められていない。

② 履修単位数の制限（キャップ制）

単位制の実質化、各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、学生が各学期で履修する科目の単位数の上限を定めるよう努めなければならないと短期大学設置基準に示されている。

○短期大学設置基準

第13条の2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上

限を定めるよう努めなければならない。

- 2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

③ 履修学生数の制限

授業科目の内容、授業の方法等により、小人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

これらの場合、学生数の制限・調整の方法として、先着順、抽選、クラス指定、面接、試験等があり、学生間の公平を期すこととともに教育効果をあげるという観点を重視して行われている。

D. 登録後の調査と処理

授業運営を適切に行うために、履修登録の完了を待って次の事項を処理する。

① 授業科目・教員別の受講者数調査

受講者名簿作成の基礎資料となるので、的確・迅速に処理する必要がある。

② 教室の適正な配当

当初の教室配当は、ある程度の予測で計画・立案されたものである。したがって、履修登録により受講者数が明らかになったら、教育効果や教室の有効利用の観点から見直し、変更を要する場合には早急に措置する。

この他、付帯施設・設備、教育機器等の貸出と管理、教材や資材の作成等についても同様である。

③ 未登録者への対応

未登録者は、単なる本人の忘失とか届出ミスの場合と、何らかの理由があって登録手続を行っていない場合がある。前者については、改めて履修指導の上必要があれば変更登録をさせることになる。後者については、事情聴取の上学修継続意志の確認をし、場合によっては休・退学を勧告することになるが、その指導にあたっては次のような留意が肝要である。

1つは、その理由が身体的・精神的なものによる場合である。医師・カウンセラーによる診断をもとに、クラス担任・保証人と連携をとりながら、学修の継続について協議する。

いま1つは、経済的理由により学修の継続が阻害されている場合である。各種奨学金貸与や授業料徴収猶予の可否、アルバイトの斡旋など、学生課や厚生課と連携をとって指導にあたらなければならない。

第4章 授業と試験

1. 授業の意義

短期大学における教育は、正規の授業と課外活動との相乗効果によってその目的が達成されることはいうまでもないが、大学生活の諸活動のうち、授業は学校教育の根幹であり、その占める割合は最も大きく、大学生活の中心となっている。

このように、大学生活の中心である授業は、教員と学生が学問を通じて人格的に触れ合う場であるとともに、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果を通して計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことがその目的である。したがって、教員の熱意と学生の自主的な探究心とがあいまって、その成果が得られることになる。のために必要とされる施設・設備等を整備することは、授業を補完する上で重要な要件となる。

授業は、授業科目の性質・内容により、さまざまな形態で行われるが、短期大学設置基準第11条で「授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする」としている。実際には、これら単一的な方法ばかりではなく、それらの組合せ（併用）による場合も多い。

授業の期間、方法等については、「第3章2. 教育課程に関する法的規制」(4)～(6) 参照。

2. クラス規模

1つの授業科目について同時に授業を行う学生数、すなわちクラスの適正規模については、短期大学設置基準では人数を明示していない。これは授業の方法や教室の広さ、視聴覚機器等の整備状況その他教育上の諸条件をそれぞれの短期大学が慎重に考慮し、教育の効果がより一層高められるような適當な人数とするよう、自主的な判断が求められているものと考えられる。

○短期大学設置基準

(授業を行う学生数)

第10条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適當な人数とするものとする。

3. 教育機器

最近、教育工学の発達に伴って板書も大いに改善されるとともに、教員が教育機器を利用する機会がますます多くなってきた。一般的な教育機器で保有台数の多いものは、パソコンコンピュータ、スライド投映機、映写機、OHP、教材提示装置、テレビ、VTR、LLなどである。

これら単体又は組合せにより、

- ① 学生の学習意欲を向上させることができる
- ② 教授内容を、早く、正しく理解させることができる
- ③ 授業運営の効率・向上が図れる

などの効果が期待できる。

今後、ますます各種の教育ソフトが開発されるであろうから、語学教育センター、AVセンターなどを設置し、専任の教員・職員を配置することなどが考えられる。

4. シラバスの作成

シラバスは、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となり、授業・学習内容の充実を図るために不可欠なものである。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

一般に、授業名、担当教員名、講義目的、回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されている。

なお、シラバス作成に関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・成績評価の方法・基準を明示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとどまらないようにすること

5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講

学修のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。成績との相関がきわめて高いことを考えあわせれば当然のことといえよう。

なお、遅刻・早退についても教育上の観点から厳しく指導している短期大学もある。出欠席調査は各短期大学によってそれぞれ異なるが、

- ① 全科目とも担当教員
- ② 少人数学級は担当教員
- ③ 多人数学級は助手又は教務職員

など種々の方法がある。

また、教員は、やむを得ない事情により休講した場合には、短期大学設置基準で定められている授業時間の確保のために、当該休講に対する補講を必ず実施すべきである。

6. 試験の目的

試験は、単位制度の趣旨に基づくものであり、短期大学は授業科目の種類にかかわらず、原則として、試験の上単位を与えることになっている。

試験は、教員にとっては学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生はその評価により学修成果を知ることになる。しかも、その評価は短期大学が社会的に責任を持つものであり、その意義は大きい。

○短期大学設置基準

(単位の授与)

第13条 短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

7. 試験の方法と種類

試験は、通常多くの短期大学で、筆記、レポート、口述、実技、作品等によって行われている。設置基準では、「短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。」としているが、この場合の〈試験〉とは、履修した授業科目についての到達度を判定するための方法の意味であり、筆記試験、レポート、実技テスト等が含まれる。いずれにしても何らかの判定方法が必要であり、単に日ごろの授業態度や出席状況だけで単位を与えることはできないものと考えられる。

試験には、定期試験、平常の授業時間中の試験、追試験、再試験などがある。

① 定期試験

学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験であり、現状では最も重要な試験である。

② 平常の授業時間中の試験

授業担当教員が必要に応じ、隨時行う試験である。

③ 追試験

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験であって、診断書など欠席の理由を証明できる書類を添えた願書によって許可される試験である。やむを得ない理由ということについては、予想される事柄をあらかじめ指導しておくことが必要である。

④ 再試験

試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に

権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

本来、不合格科目は次年度等に再履修が望ましい。その意味からも再試験については、試験規程にその資格や基準を定めておく必要がある。

8. 試験の実施時期

定期試験を行う時期は、学年暦で定められているのが通常である。前期定期試験は夏期休暇前に実施している短期大学が多く、また、後期定期試験は入学試験日程との関係もあり、1月末から2月上旬までに実施する短期大学が多い。ただし、前・後期の授業時間数の確保を十分配慮した学年暦策定が必要である。

9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）

定期試験の日程は学年暦に定められており、その期間は1～2週間、1日当たりの実施科目は3科目、1科目の試験時間は60～90分という短期大学が多い。

① 試験実施の方法

試験実施の約1か月前に、科目担当者に日程を通知し、試験方法について文書で照会する。照会内容は、試験の有無（平常試験もあるので）、筆記試験・レポートの別、テキスト・ノート等の持ち込みの可否、試験時間、その他特定事項である。

② 試験問題の作成、印刷及び保管

レポートによる場合は、課題、枚数、提出期日について指示をもとめる。また、筆記試験による場合は、一定期間内に試験問題を提出してもらい、これを印刷し、安全な場所に保管する。

③ 試験時間割の作成

筆記試験を実施する科目について、試験時間割を編成し、試験実施の約2週間前までに発表する。この際、レポートによる試験についても、課題、枚数、提出期日を発表する。

④ 試験監督の決定

試験は授業の一環であることから、その監督には科目担当者があたることが原則である。しかし、多人数教室の場合、教室を分けて試験する場合、特殊の事情がある場合は、他の教員や職員が協力することになるので、受験者数や監督方法を考慮の上監督者を決定する。

短期大学によっては、教員に代わって助手や職員が試験監督に当たることもあるが、授業の一環という観点から、科目担当者を軸にした協力態勢があるべき姿であろう。

⑤ 試験答案の処理

試験終了後、答案を確認・整理した上でそれを綴り、採点簿、採点日程とともに科目担当者に手渡すか郵送する。

10. 不正行為

試験監督者は、試験中の巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意することが肝要であるが、不正行為が発生した場合に備え、あらかじめその内容については学生に明示しておく必要がある。万一不正行為があった場合は、その事実を確認したうえで、厳正かつ適切な処分が求められ、時には懲戒とすることもある。処分内容は、不正行為の程度の軽重及び各短期大学の教育方針等により異なるが、常に教育的な配慮の元に行われるべきものである。

第5章 成績評価と単位の認定

成績は、学生が履修（学修）した授業科目について、理解の程度を具体的に知るために試験を行った結果の評価であり、その学生の理解の程度（到達度）を表わすものである。

科目担当者が評価したものは、公的な記録として書類（成績原簿）に記載される。

1. 成績評価と単位認定

単位の授与について、短期大学設置基準第13条では、「1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする」と定めている。

短期大学は、必要な授業科目を履修した者に対して試験を行って成績を評価する。評価方法は絶対評価である。これは単位制度の趣旨からいって当然と考えられる。

各授業科目の単位の認定は、科目担当者の評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

各授業科目の単位が認定され累積されて卒業要件単位を充足した学生は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2. 成績評価の表示方法

学生の成績評価は点数や記号等で表示されているが、法的には規制はなく、各短期大学によって異なる。現在、以下に述べる4つの表示方法がとられていると思われる。

(1) 点数で表示する方法

この方法には、次の2つの場合を考えられる。

- ① 科目担当者から事務担当者に点数で報告される。原簿にも点数で記入（コンピュータに入力）し、成績証明書、成績通知書にも点数で表示する方法。
- ② 点数から記号にかえて表示する方法であるが、科目担当者から事務担当者には点数で報告され、原簿への転記（コンピュータ入力）の際、又は成績証明書及び成績通知書発行のとき記号に変える（秀、優、良、可、不可又はS、A、B、C、F等）。

(2) 記号で表示する方法

科目担当者から事務担当者に記号で報告され処理される方法。記号は、優、良、可又はA、B、C等である。

この方法は、点数による表示方法と比較して事務処理が能率的であると思われる。

(3) 合否で表示する方法

単位が修得できたか否かを「合・否」で表示する方法で、一般に言われるような成績評価の表示とは異なる。短期大学では単位制をとっていることから最も簡明であるが、学修の成果をはっきり表わしているとは言えない。

(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法

アメリカで一般的に普及している成績評価制度で、大学審議会の答申（1998年）でも、厳格な成績評価の具体策としてあげている。A、B、C、D等にランク付けされた評価に、そのランクに配された点数をもとに総合的な平均成績（GPA）を計算する方法。なお、不可となった科目も平均点に算入するのが一般的。

GPA制度は、各短期大学によって違いはあるものの、GPAによって次学期に履修できる単位の上限が変動したり、あるいは次の学年への進級の可否に使われたり、あるいは留年、退学勧告の基準となることもある。ただし、退学勧告がなされるまでに、当該学生に対する学習指導・生活指導等のきめ細かいケアが不可欠となる。

3. 成績の記録と保存

それぞれの科目担当者から報告された評価は記録し保存されなければならない。成績原簿に記録するなど、事後の作業は各短期大学の組織、規模、所管部署等により、また、電算化の程度によって異なるが、各短期大学で十分工夫されなければならない。

保存については、各短期大学の文書保存規程等によって保存・管理すべきである。

保存の方法としては、各部署で関係書類を保存する方法、集中して防火設備等を有する場所に一括保存する方法がある。しかし、これもまた各短期大学の施設・設備等によって異なるが、いずれにせよ保存に万全を期すことが必要である。そのためには複本（マイクロフィルム、フロッピーディスクなど）により別途保存することも1つの方法である。また保存期間については、学校教育法施行規則に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

（第一～三号略）

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

（第五～七号略）

2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、そ

の保存期間は、20年間とする。

3 (略)

4. 単位互換制度に伴う単位認定

他の短期大学又は大学との単位互換は、短期大学設置基準の改正（昭和57年3月23日文部省令第2号）により実施されることとなり、さらに、同基準の改正（平成3年6月3日文部省令第28号、平成11年3月31日文部省令第19号及び平成13年3月30日文部科学省令第46号）がなされた。その条文は次のとおりである。

○短期大学設置基準

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

また、「短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（昭和57年3月23日文大技第108号）の「Ⅱ 改正の要旨及び留意点」には、次のとおり記されている。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

(1) (略)

(2) 今回の改正による措置は、学生が他の短期大学等において授業科目を履修することが教育上有益であると短期大学が判断した場合に実施できるものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは学科において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の短期大学等の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認するものではないこと。

(3) 短期大学は実施に当たっては、あらかじめ当該他の短期大学等との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定の方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること。

(4) 学生の他の短期大学等での履修に係る単位の修得の認定を行うに当たっては、短期大学は、当該他の短

期大学等において認定された単位について、相互に協議しその定めるところにより認定するものとすること。

(5) 学生が他の短期大学等において履修している場合における当該他の短期大学等での学生の身分の取扱い等については、当該他の短期大学等において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適當であること。

(6) (略)

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2) (略)

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4) 学生の留学に関する取扱いについては、原則として1の(2)及び(3)に準ずるものとすること。ただし、やむを得ない事情により、外国の短期大学等との事前の協議を行うことが困難な場合には、当該短期大学等との事前の協議を欠くことも差し支えないこと。

(5) (1) によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また、当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6) (略)

○大学間相互単位互換協定に基づき国立大学における授業科目を履修する公立又は私立の特別聴講学生に対する授業料の取扱いについて（通知）

国立大学において授業科目を履修する公立又は私立の学生に対する学生納付金については、昭和57年4月1日付け文大生第124号文部事務次官通達「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について」により、入学料及び検定料は徴収せず、授業料は聴講生と同額を徴収することとして取り扱われていたが、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」による場合は、授業料も徴収しないものとすることとなった。

この取扱いは、大学間相互単位互換協定に基づき、他の大学の授業科目を履修する者に対し、授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資することを目的としたもので、次の事項に留意して行われることとなった。

① 国立大学が公立又は私立の大学と締結する大学間相互単位互換協定によるものを対象とすること。

- ② 授業料が相互に不徴収であるものを対象とすること。
- ③ この実施要項による不徴収の取扱は、平成 9 年度から実施するものであること。

5. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定

短期大学設置基準第 14 条における短期大学・大学の正規課程での学修によるいわゆる単位互換のほかに、新たにこれ以外の教育施設等における学修に対しても単位の認定が可能である。

○短期大学設置基準

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 15 条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が 2 年の短期大学にあっては前条第 1 項及び第 2 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあっては前条第 1 項及び第 2 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあっては 30 単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準第 15 条第 1 項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

(平成 3 年 6 月 5 日文部省告示第 69 号)

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 15 条第 1 項の規定により、短期大学が単位を考えることのできる学修を次のように定め、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

一 大学の専攻科における学修

二 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

三 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

四 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第三備考第六号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

五 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

- 六 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 七 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 八 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に担当する水準を有すると認めたもの
- 九 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
- ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 108 条第 1 項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。
- ハ 審査が全国的な規模において、毎年 1 回以上行われるものであること。
- ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

附則（平成 20.12.1 文科告 169）

この告示は平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

6. 既修得単位の認定

短期大学の第 1 年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて、短期大学設置基準では次のとおり定めている。

○短期大学設置基準

（入学前の既修得単位等の認定）

第 16 条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えるこ

とができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあっては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあっては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあっては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては45単位）を超えないものとする。

これを実際に施行するに当たっては、ガイダンスの際に、当該学生にこの制度を周知させるとともに、認定ができるということであって、認定しなければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

7. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定

情報通信技術の進展に伴い、短期大学は、面接授業を多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができ、また、単位の認定が可能となった。

○短期大学設置基準

（授業の方法）

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

- 2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

- 3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えないものとする。

第6章 卒業

1. 卒業のための最低必要条件

卒業の認定について、学校教育法施行規則は次のとおり定めている。

○学校教育法施行規則

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

平成4年度に学校教育法の改正により、短期大学卒業者に対して「準学士」という称号が創設された。また、過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後、平成17年に学校教育法の一部改正があり、平成17年10月1日から短期大学卒業者にも、「短期大学士」の学位を授与することができることになった。

○学校教育法

第104条（略）

短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

附則（平成17年7月15日法律 第83号）

1 （略）

2 （略）

（短期大学士の学位に関する経過措置）

3 この法律による改正前の学校教育法第108条の2第7項の規定による準学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第104条第3項の規定による短期大学士の学位とみなす。

また、卒業の要件については、短期大学設置基準に次の定めがある。第3章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが、ここに改めて再掲する。

○短期大学設置基準

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することと

する。

3 (略)

(卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとことができる。

2. 卒業要件単位数の上限

卒業要件単位数の上限については、次のように考えられる。

短期大学の卒業要件は62単位以上を修得することとされているが、卒業要件単位は何単位まで増加できるか、卒業要件単位の上限については設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。学習時間との関係から問題があろう。すなわち講義、演習、実験・実習の別にかかわらず1単位は教室外の学習時間を含めて45時間と定められており、教室内の学習時間が余りに過密になれば自学自習の余裕がなくなり設置基準で定める単位制の趣旨に沿わないことになる。

各短期大学で具体的な卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましい。通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の限度とするのが適当であろう。

3. 卒業の期日

卒業の認定は学長が行うこととされているが（学校教育法施行規則第144条）、その認定の効果が発生する日は、通常、卒業証書の日付と考えられる。また、学籍簿に記入するのもこの日であるといえる。卒業期日をいつにするかについては、原則として3月31日となるが、各短期大学の事情によってある程度早めても差し支えないと考えられる（「第2章2. 学籍の記録（2）卒業」参照）。

4. 学年途中での卒業認定

学校教育法施行規則第163条は次のとおりとなっている。

○学校教育法施行規則

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させること

ができる。

すなわち、学年の途中であっても、学期始めでの入学や学期末での卒業を認めることができる。なお、これを行う場合は、学則にその旨を規定する必要がある。また、通年科目が多いカリキュラムの時はこの面での対応を考えおかなければならない。

5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与

大学評価・学位授与機構は、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）に基づき平成 3 年 7 月 1 日に学位授与機構が設置され、平成 12 年 4 月 1 日から大学評価・学位授与機構と改められた国の機関であった。

その後、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に名称を独立行政法人大学評価・学位授与機構とする独立行政法人となった。

この機構の業務は、次の 5 点である。

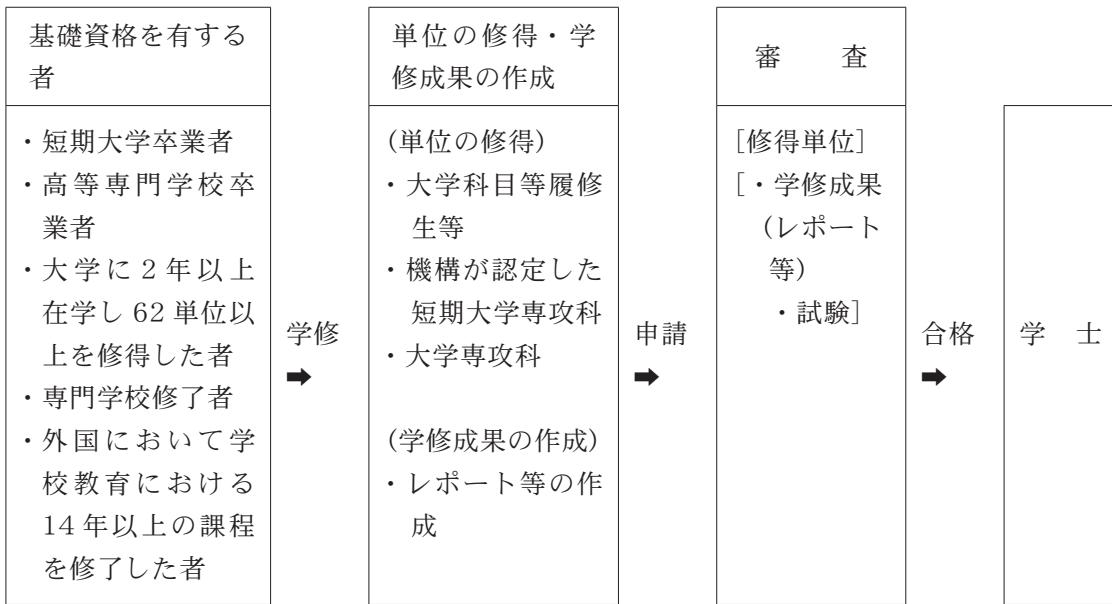
1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
2. 学校教育法の規定により、学位を授与すること。
3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
5. 1 から 4 までの業務に附帯する業務を行うこと。

上記業務のうち、学位の授与に関する概要は、以下のとおりである。（大学等の評価に関しては、「Ⅲ運営編・第 4 章大学評価」で後述する。）

機構の行う学位の授与には次の 2 種類がある。

- ① 短期大学・高等専門学校卒業者及び専門学校修了者（専修学校の専門課程を修了した者たち、学校教育法第 82 条の 10 の規定により大学に編入学することができるもの。）等が大学等において更に一定の学修を行った場合の学士の学位の授与。
- ② 大学評価・学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与。

①の場合の学位の流れ (②は省略)



○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程（平成4年1月14日規程第5号、平成11年1月12日、平成12年12月27日改正）

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で、機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適當と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者

(単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学に

おける単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62 単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 19 条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限 3 年以上で課程の修了に必要な総授業時数が 2,550 時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1 年以上にわたって、31 単位以上を修得すること。

二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三 前号の専攻に係る単位数は、第一号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62 単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

（学士の学位授与の申請）

第 4 条 第 2 条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料 21,000 円を添え、4 月又は 10 月の機構が別に定める期間に大学評価・学位授与機構長（以下「機構長」という。）に申請するものとする。

一 第 2 条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

（審査の付託）

第 5 条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

（学士の学位授与の審査）

第 6 条 前条の規定により審査の付託があったときは、審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第 1 項の審査及び試験が終了したときは、その結果を審査会に文書により報告する。

4 審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により

報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式〔省略〕による学位記を授与し、学士の学位を授与しない者はその旨を通知するものとする。

以下、第8条 (専攻分野の名称) (略)

第9条 (学位の名称) (略)

第10条 (学位授与の取消し) (略)

第11条 (その他) (略)

II 教員・職員編

第1章 教 員

1. 種類と職務

(1) 種類

A. 必ず置かなければならない教員と置くことができる教員

学校教育法第92条第1項に「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならぬ。」、第2項に「大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とあるので、短期大学の教員は、①必ず置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。

①の教員として、教授、准教授、助教、助手がある。②の教員として、講師がある。したがつて、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際にはどの短期大学でも置かれているところである。

なお、教員の種類とは別であるが「名誉教授」がある。これは、学校教育法第106条に「大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。」の規定があり、この規定は短期大学にも準用されるので、各短期大学でそれぞれ規程を定めて称号を授与することができることになっている。名誉教授の称号は、該当する教員に対して、定年等退職時に授与されるのが通例である。

B. 専任教員と兼任教員

短期大学設置基準第20条の2第1項に「短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任教員又は准任教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任教員、准任教員、講師又は助教に担当させるものとする。」、第2項に「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。」という規定があり、主要授業科目の担当に関しては専任教員、兼任教員の区別がなされている。

専任教員とは当該短期大学での勤務を本務としている教員をいい、兼任教員とは他に本務をもつ教員をいう。兼任教員は一般に非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。

C. 兼担教員

教員の区別には専任教員、兼任教員の他に兼担教員がある。兼担教員の定義は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」（平成18年3月31日文部科学省令第12号）の様式第3号の作成・記入要領に次のとおり記されている。

「当該申請等に係る大学において、申請等に係る学部等以外に専任教員として所属する者」

通常、専任教員が2つ以上の学科等にわたって授業を担当する場合には1つの学科等に限つて「専任」の扱いとし、その他は「兼任」の扱いとなる。なお、短期大学の専任教員が併設の大学の授業を担当する場合は、大学の「兼任」教員として扱うことになる。

(2) 職務

A. 学校教育法の規定による教員等の組織

学校教育法第92条第3項から第10項によれば、第1項及び第2項で分類された教員等の職務は次のとおりである。

- ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ④ 副学長は、学長の職務を助ける。
- ⑤ 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- ⑨ 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- ⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

B. 授業科目の担当

学長、副学長を除く教員の職務内容は具体的に短期大学設置基準第20条の2第1項に「短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任教員又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任教員、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。」、第2項に「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。」と規定している。

したがって、すべての授業科目の担当は、教員の主要な職務であるが、主要授業科目については原則として専任教員又は准教授が、それ以外の授業科目についてもなるべく専任教員が担当することとなっているが、やむを得ない場合は兼任又は兼任者が担当することになる。

助手については、前記第2項に規定されているように、教授、准教授、講師又は助教等の担当する演習、実験、実習又は実技を補助するのが主な職務ということになる。

C. 授業を担当しない教員の職務

短期大学設置基準第21条は「短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」となっており、授業を担当しない教員というものがある。授業を担当しない教員にあたるのは、大学附属の研究所の研究職員、学生の厚生補導をもっぱら担当する教員、図書館長等が考えられる。

D. 学長の資格

短期大学設置基準第22条の2に、「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」とある。

学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来の細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

E. 副学長の職務

副学長の職務は、「学長の職務を助ける」こととされているが、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められるところによる。

副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもって充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。また、その数についても1人に限らず必要数置くことができるものである。

2. 教員数

(1) 設置基準上の規定

短期大学設置基準第22条に「短期大学における専任教員の数は、別表第1イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第38条第1項に規定する共同学科（以下この条及び第31条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第39条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第1ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。」と規定されているが、兼任教員の数の規定はない。これは、主要科目について必要な専任教員が確保されれば、兼任教員については特に制限する必要はないという考え方からである。しかし、このことは兼任教員の数や担当時間数を無制限に増やして良いというわけではない。教育課程編成上兼任教員の担当する授業時間の割合が多くなりすぎることは教育上好ましくないと考えられる。

短期大学設置基準別表第1のイの表、備考及びロの表、備考は次のとおりである。

○短期大学設置基準別表第1（第22条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係 (看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- 1 この表に定める教員数の3割以上は教授とする（口の表において同じ。）。
- 2 この表に定める教員数には、第21条の授業を担当しない教員を含まないこととする（口の表において同じ。）。
- 3 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員

数とする。

- 4 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合及び同一分野に属する学科を2以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。
- 5 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 6 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（口の表において同じ。）。
- 7 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 8 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあっては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあっては、第4号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 9 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

□ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入 学 定 員	5 0 人まで	1 5 0 人まで	2 5 0 人まで	4 0 0 人まで	6 0 0 人まで
教 員 数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

(2) 通信教育の専任教員数

短期大学通信教育設置基準では、専任教員数について第9条で規定している。

○短期大学通信教育設置基準

(専任教員数)

第9条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第6項に規定する通信による教育を行う学科(以下「通信教育学科」という。)における専任教員の数は、別表第1により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

- 2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数が当該学科における同条の規定による専任教員の数の2割に満たない場合には、当該専任教員の数の2割の専任教員の数を加えたものとする。
- 3 短期大学は、短期大学設置基準第17条第1項の科目等履修生その他の学生以外の者を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、前2項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

別表第一(第9条関係)

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員2,000人までの場合の専任教員数	1学科の入学定員3,000人までの場合の専任教員数	1学科の入学定員4,000人までの場合の専任教員数
文学関係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法学関係	10	11	13
経済学関係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理学関係	10	11	13
工学関係	10	11	13
家政関係	8	10	12
美術関係	8	10	12
音楽関係	8	10	12

備考

- 1 この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 2 この表に定める教員数の3割以上は教授とする。
- 3 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000人につき教員2人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

- 4 修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の 3 割に相当する数を加えたものとする。
- 5 学科又は専攻課程を 2 以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。
- 6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

3. 資格

(1) 教員資格規定の成立

短期大学は昭和 25 年に発足した大学であり、長い間いわゆる 4 年制大学の枠の中で暫定的な位置に置かれてきた後、昭和 39 年に制度上も恒久化（学校教育法の一部を改正する法律昭和 39 年法律第 110 号）をみることとなり、さらに昭和 50 年「短期大学設置基準」（昭和 50 年 4 月 28 日文部省令第 21 号）の制定によって従来からの暫定的な“設置基準”からようやく脱皮し、今日の短期大学のよりどころが定まったといえる。

このような歴史的経過から、短期大学の「教員資格」については、従来、昭和 24 年に出された大学設置審議会決定の基準によってきたが、昭和 50 年に上記の新しい短期大学設置基準によって 4 年制大学の教員資格とは一線を画することとなった。すなわち、短期大学の特性として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成する。」（学校教育法第 108 条）ことが主な目的であることに適合するような教員資格が整えられたといえよう。

さて、短期大学の教員とは、前述のように、教育及び研究の両面における直接の担当者をいうのであって、教授、准教授、講師、助教及び助手の総称である。

(2) 教員の種類別資格規定

○短期大学設置基準

（教授の資格）

第 23 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当す

るにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
(准教授の資格)

第 24 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第 25 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第 23 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
(助教の資格)

第 25 条の 2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第 23 条各号又は第 24 条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格)

第 26 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 資格審査

高等教育機関の役割としては、研究機能だけでなく教育機能を有していることが挙げられる。しかし、我が国の大学、短期大学等においては、伝統的に教育機能よりも研究機能が重視される傾向にあり、その教員に対する評価についても、研究業績を中心として行われてきた。しかし、高等教育のユニバーサル化が進み、入学者の学力や価値観が多様化する中、大学、短期大学の教員の教育能力の向上が、今まで以上に求められてきている。

平成12年11月に出された大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中でも、ファカルティ・ディベロップメントの推進により、教員の教育能力向上の必要性を指摘するとともに、「大学設置基準等における教員の資格については、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す必要がある。大学設置基準等の運用についても、同様の方向で見直すことが必要である。」と述べている。また、各大学、短期大学等における教員の採用選考に際しても、「教員が作成した教科書、教材等、授業科目に関するシラバス案、あるいは模擬授業などにより、対象となる教員の職務内容に応じて、教育能力や実践的能力を具体的に評価することが必要である。」と指摘している。

この答申を受け、平成13年3月、短期大学設置基準が改正された。教員の資格については、従来の「教育研究上の能力があると認められる者」との表現が、上記のように「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」に改められ、教育能力重視の方針が明確化された。

短期大学の設置等の認可申請に当たって、認可申請書とともに提出することが求められている「教育研究業績書」は、「研究業績等に関する事項」（著書、学術論文等）、「職務上の実績に関する事項」（資格、免許、特許等）の他、「教育上の能力に関する事項」として「教育方法の実践例」「作成した教科書・教材」「教育上の能力に関する大学等の評価」等に関する事項を記入する欄が設けられており、こうしたことからも、審査に当たっては、教育上の能力を重視されていることをうかがい知ることができる。

(4) 教員の年齢制限

従来、教員の年齢制限については、「大学設置審査基準要項細則」に設置基準上の必要専任教員としてカウントできる年齢の上限を定めていた。

しかし、平成15年3月に短期大学設置基準が改正されたのに伴い、「大学設置審査基準要項細則」そのものが廃止となったため、教員の年齢制限は撤廃された。ただし、短期大学設置基準には、「年齢構成について、教育研究活動の維持向上及びその活性化の観点から、「短期大学は、教員研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」（第20条第3項）と規定されている。

なお、定年については、各短期大学が独自に定年に関する規程を定めているが、おおむね 65 歳～70 歳の範囲である。

人間の活動は必ずしも暦年に従うものではないが、肉体的又は頭脳的状況に応じて、適切な定年制と個人差又は必要度等を考慮しての特別措置も明確にしておく必要がある。

また、定年を高く定めておくと人件費の増大を招き経営面での支障もでるおそれがある。そこで定年は低く押さえ、健康と必要度等を考慮して再雇用するという方法も考えられる。

4. 勤務と研究・研修

(1) 勤務

私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則にしたがって勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準第 21 条（授業を担当しない教員）にも明記されているように、いわゆる役職（学長等）について、附属施設に勤務したりする場合もあるが、大部分の教員は、短期大学に勤務して学生の教育・指導や研究に従事している。

助教以上の専任教員に対しては、1 週間の担当授業時間数を、いわゆる専任担当時間数として、その出勤すべき日数とあわせて、それぞれの大学において規定している例が多い。短期大学によってその規定の内容はさまざまであるが、1 週間 5 コマから 6 コマと規定している大学が多いようである。それらに定められたコマ数は、講義科目、演習科目及び実験・実習・実技科目と大別して、それぞれ別々に時間数を定めている場合もある。また、出勤すべき日数についても規定されている例が多く 1 週間に 4 日から 5 日が一般的であるが、各大学がそれぞれ独自に定めている。

教員の職務としては、この他にもクラス担任等としての学生指導の任務があり、これには、教務的履修指導、厚生面を主とした生活指導、就職・進学などの進路指導等があり、非常に多岐にわたっていて重要な仕事である。

短期大学によっては、全専任教員がいずれかの課外活動団体（各種クラブ等）の顧問として指導を行うよう規定している例もある。

また、教員は上記のほか、教授会及び各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が教授会傘下の各種委員会のいずれかに所属することで短期大学運営の一翼を担っているというのが実情である。

研究活動、教育活動、ともに短期大学教員として重要な職務であるが、とりわけ教育活動は、学生が質的にも多様化しつつある現状を考えると、その重要性は、いっそう高まっていると言える。

兼任教員については、特にその勤務を規定した法令はないが、それぞれの短期大学において、兼任教員の担当時間数、勤務日数の上限、給与等を定める規程を設けているところが多い。一般に兼任教員はある特定の分野の授業科目を担当するだけであるので、その時間数は少ないので普通であり、勤務の内容もおおむね教育の分野に限られている。

(2) 研究・研修

学校教育法第92条に示されているように、教員は職務として学生の教育と合わせて研究に従事すべきことは明らかである。

各教員の研究領域により、短期大学の研究室等で設備されている機器等を使用しなければ研究が遂行できない場合と、短期大学外においても研究が可能な場合、あるいは、短期大学外で研究をしなければならない場合等さまざまな態様が考えられる。これらの日常の研究活動については、各短期大学において独自の制度を定めて実施しているのが一般的である。そして研究を遂行するための経費についても予算措置を講じているところが多い。

教員の研究に対しては、国の補助金の助成対象にもなっており、また、地方公共団体、私学研修福祉会等さまざまな団体からの独自の研究助成策がとられている。

教員個人を対象にした研究費に関する事務（申請、報告、経理処理等）に関しては、教務部（課）その他の学内事務局が取り扱う場合が多いので、教員との連絡を十分にとる必要がある。

一方、国内外の短期大学又は研究機関などへの、勤務している短期大学を一定期間離れた研修も行われている。その形式も、短期大学（法人理事長、学長）の命令によるもの、本人の申請により許可されたもの等があり、その期間も1年又はそれ以上から、6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月等さまざまであり、経費も受け入れ側によっても異なっている。これら学外研修についても規程を定めておくことが望まれる。特に長期間の学外研修の場合には、その間の授業体制・研修後の一定期間の勤務の義務制など明確にしておく必要がある。また、経費に関しては助成の対象となることは前述のとおりである。

(3) FD（ファカルティ・ディベロップメント）

平成11年にFDの実施が努力義務化され、教員の教育内容・方法の改善のための組織的な研究・研修の実施が求められてきた。その後、平成20年からは短期大学設置基準に教育内容等の改善のための組織的な研修等が規定され義務化されている。

現在、FDは多くの大学で実施されており、各大学において教育方法改善のための講演会の開催、あるいは教員相互の授業参観等、より効果的な「教授法」を開発してゆくための組織的な取り組みが行われている。

○短期大学設置基準

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第11条の3 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 職 員

1. 種類と職務

(1) 種類と職務

A. 必ず置かなければならない職員と置くことができる職員

教員の場合と同様に、学校教育法第92条第1項及び第2項によれば、学長、教員を除く職員については、①必ず置かなければならない事務職員と②置くことができる技術職員及びその他の必要な職員に分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の3種に区分することができる。

B. 事務職員の職務組織

学校教育法の規定に基づく3種の職員のうち、事務職員については短期大学設置基準第29条第3項、第34条及び第35条の規定によって職務上次の3種に分けられる。

① 図書館の専任職員（専門的職員を含む。）（第29条第3項）

② 事務処理のための組織（事務局等）の専任職員（第34条）

③ 学生の厚生補導を行うための組織（学生部等）の専任職員（第35条）

教員の場合と異なり、すべて専任の職員となっている。参考のため上記設置基準の条文を掲げると次のとおりである。

○短期大学設置基準

（図書等の資料及び図書館）

第29条（略）

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

（略）

（事務組織）

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第29条第3項の専門的職員とは、司書のような専門的資格を有する職員のことをいう。第34条関係の事務組織としては、教務部（課）、学務部（課）のような名称の組織が多い。また、第35条関係の組織としては、学生部（課）、就職部（課）と学生補導部（課）などの名称が多

いようである。

C. 技術職員、その他の必要な職員

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年3月31日文部科学省令第12号）の様式第2号「基本計画書」の「教員以外の職員の概要」欄が事務職員、技術職員、図書館専門職員、その他の職員となっている。大学の設置に係る提出書類の作成の手引きに「『図書館専門職員』とは、図書館の機能を十分発揮させるために必要な専門的職員を指し、「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。」となっている。

D. 職務の系統による分類

毎年文部科学省から各短期大学に依頼される「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」の6の職員数という項目に職員が職務の系統によって分類されており、その具体的な内容がかなり明確になるので次に示す。

○「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」

事務系 庶務、会計、人事等の事務に従事している者をいい、学部、研究室等に勤務していても事務に従事している者は、この欄に記入する。図書職員で司書的職務に従事している者も含める。

技術技能系 技術、技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者、電気技術者、自動車運転手、工具、電話交換手等）の数を記入する。

医療系 学生の健康管理の業務に従事している医師（教員は除く）、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及びマッサージ、はり、あん摩、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士等の数を記入する。

教務系 学生の実験、実習、実技若しくは演習の指導をしている者などで、教員でない者の数を記入する。したがって、実際の職務内容は、助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を記入する。なお、教務課などで事務に従事している者は、「事務系」欄に記入する。

その他 前記以外の者で、守衛、巡回、用務員、労務作業員、調理師等の業務に従事している者等の数を記入する。

[医療系のうち（再掲）]

看護師 この欄は、「医療系」に記入された者のうち、看護師又は准看護師の免許を有し、かつ、看護師としての職務に従事している者の数を、「学生の健康管理」に従事する看護師と、「附属病院」（短期大学には該当がない。）に勤務する看護師とに分けて記入する。

学生の健康管理 学生診療所等に勤務する看護師の数を記入する。

附属病院 附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を記入する。

以上の引用によれば、いわゆる教務部（課）の職員は「事務系」であり、「教務系」ではないことに注意する必要があろう。

E. 「私立大学等経常費補助金配分基準」による分類

日本私立学校振興・共済事業団発行の表題の手引書の「補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成18年2月改正）」に職務内容による分類があるので引用する。

○補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準

III 勤務関係

当該学校法人本部又は私立大学等に所属している者で、次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 当該私立大学等に係る職務に従事している者であること。
- (2) 職務内容が下記の範囲に属している者であること。

記

1. 事務

- (1) 庶務、会計等の事務に従事している者（教室、研究室等で事務系の事務に従事している者を含む）。
- (2) 図書館で、司書・司書補のように司書的事務に従事している者。
- (3) 建築技師、電気技師等で、技術に関する企画、管理的事務に従事している者。
- (4) 授業時間割表の編成、学籍簿、成績簿の作成、管理等の教務関係事務に従事している者。

2. 教務

- (1) 学生の実験、実習、実技、演習等を直接担当し、又は補助する業務に従事している者。
- (2) 教室、研究室等における資料の整理、実験の補助等教育研究の補助的事務に従事している者。

3. 厚生補導

- (1) 学生のオリエンテーション、課外教育、適応相談、奨学、援護、厚生福祉、保健、職業指導、学寮又は学生会館の運営その他学生の厚生補導の事務に従事している者。
- (2) 学生の健康管理に従事している医師、看護師等。

4. 技術・技能

- (1) 建築技師、電気技師、自動車運転手、ボイラーマン、工具、電話交換手等の機器の運転操作及びこれに準ずる業務に従事している者。
- (2) コンピュータのシステムエンジニアリング又はプログラミングに従事している者。

以上の分類によっても、教務部（課）の職員は、「1. 事務」の（4）に該当することになり、「2. 教務」の（1）と（2）には該当しないことになる。

(2) 専任職員の人数

職員の数については、学校教育法、短期大学設置基準には規定がなく、参考例としては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」がある。これは、経営に必要な経常経費の算出に適用する数字であるが、別表第2 標準経常経費によると、専任職員数は短期大学設置基準に定める専任教員数の5分の3という表記がみられる。

2. 勤務と研修

(1) 勤務

職員についても、前述の教員と同様、各学校法人の就業規則に従って勤務しなければならないことはもちろんである。

教務関係部局の職員についても、他の事務局関係部局の職員と勤務に関しての著しい相違はないが、その事務の性質上、学年（学期）始めや学年（学期）末には、学生の履修指導、学内試験関係の事務量が増加する時期であり、繁忙期となる。これに対して、学生の休業中は比較的に事務量は減少する。このように年間の事務量は時期により一定ではないので、比較的事務量の少ない時期に繁忙期のための準備等をしておくように配慮することが必要である。

履修指導などで直接学生と接触する担当者は、学生の修学上重要な役割を担っており、その事務内容を十分理解しておくことが肝要であり、学生との応対が少なくなる休業期間に学生に関する基本的な資料を整備するなどしておくことが、その後の学生の指導を円滑にするために有効である。教員との連絡等についても、その結果が学生の教育に影響を及ぼすことになる場合もあるので、これらの人間関係を良好に保つ必要がある。特に、授業実施の状況を把握しておくことは重要であり、このためには次のような事項を整理しておくことが必要である。

- ① 休講の際の願又は届の提出及び補講の確認
- ② 他大学等への出講など学外業務についての確認
- ③ 学会出席、調査等のための出張又は旅行

なお、以上の事項については、出退勤管理という面からも庶務課等と連携の上、事前に願又は届を提出し、許可又は承認するという形式をとるようにするのがよいと考えられる。

(2) 研修

教務関係事務の効率化等についてはたえず各人が自己研修すべきであるが、これらの問題について、私学研修福祉会主催、日本私立短期大学協会実施の“教務担当者研修会”その他学外の諸団体で催される研修会等に進んで出席し、向上を図ることが必要である。このためには、不在の場合の事務処理など課内における連携を密にしておくことが必要であり、また、短期大学においても、これら研修会参加のための経費等について予め予算措置を講じておくなどのことが望まれる。

また、私学研修福祉会を窓口とした海外研修も行われている。

(3) SD（スタッフ・ディベロップメント）

大学運営を組織的に行うために教員と事務職員の機能分担と連携協力が不可欠であり、教員組織が FD に積極的に取り組んでいる中、事務職員の資質開発、すなわち SD（スタッフ・ディベロップメント）の重要性も指摘されるようになった。

事務職員は、アドミニストレーター（大学行政管理職員）として、大学の運営に係る意思決定過程に積極的に参加し得る能力が、いっそう求められている。

第3章 教授会等

1. 教授会

短期大学には、学校運営上の重要な事項を審議するために、教授会を置かなければならぬことになつておる（学校教育法第93条第1項）、教授会は学長及び専任教授をもつて組織されるが、准教授、その他の職員を加えることができるようになっている（同条第2項）。

教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、予め規程を定めておく必要がある。

○学校教育法

第93条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ。

2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

教授会の運営については、前述の構成のほか、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決などについての規程を整備しておく必要がある。これらのうち、学則に規定するもの及び教授会規程として整備するものとに分けておくのが適当であろう。一般に、学則では、教授会の設置、その構成及び審議する事項等を規定し、その他は教授会規程として整備しているのが通例のようである。教授会の事務を取り扱う部署は、一般に教務部（課）であることが多く、この場合、会場の準備、資料の作成及び配布、議事録の作成及び保管等を行うことが必要である。このため、教授会の開催に当たっては、教務部（課）長又は担当責任者は文書等をもつて、教授会の開催日時、場所、議題等を教授会構成員に通知し、出席者の確認をする必要がある。

教務部（課）長が教授会の構成員でない場合でも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効であると考えられる。

教授会を公開とするか否かは教授会が自主的に決すべき事項であつて、審議事項によって非公開とする場合がある。

教授会は、民主的な審議機関として大学等の教育研究活動及び管理運営に関して重要な役割を果たしてきた。しかし一方では、教授会そのものが、その「自治」の名の下に、急速な社会の変化に対応した改革の推進にとって障害となつてゐる、との指摘もある。社会の変化に迅速に対応し、その社会的責務を果たしてゆくためにも、大学、短期大学等における意思決定に際しての教授会のあり方、役割を再検討することが望まれる。

2. 代議員会等

教授会運営の一層の充実を図るため、教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会等（代議員会、専門委員会等）を置くことができ、また、この代議員会等の議決を持って、教授会の議決とすることができますようになった。ただし、教授会に代えて代議員会等を設けることはできず、代議員会を設置した場合でも、代議員会にかかわる事項は学内規程等において明確にしておくことが必要であり、代議員会の審議事項についても教授会が最終的な権限と責任を有しているのである。

○学校教育法施行規則

第 143 条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができます。

3. 各種委員会

教授会には、各種委員会を設けることが多い。委員会には常設、臨時及び特別委員会等がある。委員会の性格として、教授会の議題に関し予め審議検討するものと、教授会より権限を委譲され、その決定事項等を執行するものとがあるが、いずれの場合も、目的、審議事項及び運営等についての規程を作成して置く必要がある。

各種委員会の事務を所管する部署は、各短期大学によってさまざまであるが、教務部（課）に関係すると思われるものには教務委員会等がある。教務委員会は、普通教務部（課）長と教授会代表委員とで構成されるが、さらに教務事務職員が加わる場合もある。

教務委員会の取り扱う事項は、およそ次のような事項が考えられる。

- ① 学科に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学籍の異動に関する事項
- ⑤ その他

その他の委員会としては、次のようなものが設けられている。

- ① 入学者選抜委員会（入試委員会）
- ② 教職課程委員会（及びその他資格取得に関する委員会）
- ③ 海外（国際）交流委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ 学生委員会

- ⑥ 保健委員会
- ⑦ 紀要・論集編集委員会
- ⑧ 教員資格審査委員会（人事委員会）
- ⑨ 自己点検評価委員会
- ⑩ その他（予算委員会、図書委員会、情報教育委員会、安全委員会等）

III 運 営 編

第1章 学科・専攻

1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念

短期大学は、大学（学校教育法第83条）の特例として、その目的の一部を「職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」（同法第108条）とした大学で、第1次的な教育研究組織として学科を置くこととなっている（同法第108条第5項）。

短期大学は、昭和22年の新学制制定で教員組織や施設・設備等が不十分で新制大学に転換できなかった専門学校などを対象に当時の教育刷新委員会が暫定的な処置として、短期大学と称する2年制又は3年制の大学を設けることを昭和24年1月に決定し、同年に学校教育法を改正して翌25年4月から暫定的な制度として発足した。短期大学に学部や大学院を置かない理由はこうした成立の由来が大きく影響しているものと思われる。

短期大学の「学科」は第1次的組織であるため、第2次的組織となる大学の「学科」とでは、その性格が必ずしも同じとはいえない。

すなわち短期大学設置基準第3条では、「①学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。②学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」と、短期大学における学科の位置付けと性格を明らかにしている。

短期大学の専攻課程は、「学科」の中に設けられる組織であるので当該学科の専門分野を超えた設置はできない。

したがって、「専攻課程」は、「○○学科□□専攻、△△専攻」のように呼称されている。

これに対して大学の「学科」は学部の中に設けられ、学部内のそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとされている（平成3年6月の大学設置基準の改正で学科に「専攻課程」を置く規定は廃止された）。

2. 学科・専攻課程の設置

短期大学及び短期大学の学科を設置する際は、学校教育法第4条の規定により、原則として、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められている。ただし、同条第2項で、短期大学の学科については、既設学科の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない場合に限り、文部科学大臣の認可を必要とせず、あらかじめ届けることにより設置が可能であるとされている。

既設学科の分野とは異なる分野の学科を新たに設置する場合は、従来どおり認可事項となる。認可申請の際に提出すべき書類については同法施行規則第3条その他に、書類の様式、提出部数及び提出の時期については「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18

年3月31日文部科学省令第12号)に、定められている。申請を受けた文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会に諮問し(学校教育法第95条及び私立学校法第8条第2項)、その答申を受けて認可することになっている。

また、認可に際しては、短期大学設置基準その他の法令に適合すること及び入学定員超過率の要件を満たしていることが審査の基準となる。ただし、教員組織、校舎等の施設設備については、完成年次まで段階的に整備することが認められている。段階的整備を行うための条件等については、「短期大学設置基準第38条の規定に基づく、新たに短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備」(平成15年3月31日文部科学省告示第52号)に定められている。

ところで、学科の新增設の審査に当たっては、特定の分野を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成14年11月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業(工場)等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。

こうして学科の設置が、一部届出化され、又は抑制方針が撤廃されるなど、様々な形で自由化されたことにより、いわゆる改組転換(既設の学部・学科等を廃止し、その教員組織、施設設備を基に同種の学部・学科等を新設するもの)の概念は、提出書類が一部省略できること等を除いては、特別な意味あいを失ったことになる。

既に述べたように、学科の設置は原則として認可事項であるが、新設する学科が既設学科の分野の範囲内であれば、届出事項となる。学科の分野の変更に関する基準は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年3月31日文部科学省告示第39号)において示されている。同告示に示されている学科の分野のいずれにも該当しない学科を新たに設置する場合で、当該新学科の教員基準数の2分の1以上が、既設の学科から移行する場合には、届出事項になる。

なお、学校教育法改正にともない、各短期大学は、正式な届出に先立って、当該案件が届出事項に該当するか否かについて、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に、事前に相談することができるとされている。

学科の設置が、届出事項に該当する場合であっても、その内容が短期大学設置基準等の法令に適合していなければいけないことは言うまでもないことであり、仮に届出内容が法令に適合しない場合は、文部科学大臣は、変更命令等を出すことができるが、学校教育法第4条第3項に定められている。

また、短期大学の名称及び学科の名称については、短期大学設置基準第33条の4に「短期大学及び学科(以下「短期大学等」という。)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と定められている。

短期大学の名称及び学科の名称の変更は“届出事項”とされているが、変更の際には、新たな名

称がこの規定の趣旨に照らして適切であるかどうかに留意する必要がある。

こうしたことから、名称変更については、学科の設置の場合と同様に、名称変更の手続きを行うことに特段の支障がないかどうかの判断を、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に「事前伺い」をすることができるとされている。

(1) 夜間学科

短期大学は、夜間において授業を行う学科を設けることができる（学校教育法第108条第6項）。また、夜間において授業を行う学科のみを置く短期大学の設置も可能である。夜間の学科を設置する場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、既設学科の分野の変更をともなわない場合には、届出事項となる。

なお、夜間学科とは、もっぱら夜間に授業を行う学科をいい、昼夜開講制の学科における夜間主コースとは別のものである。

(2) 専攻科・別科

短期大学は、専攻科及び別科を設けることができる（学校教育法第91条）。専攻科・別科の設置は届出事項で、届出期限は設置しようとする年度の前年度の12月31日とされている。また、専攻科の入学資格については学校教育法施行規則第155条第2項に、別科の入学資格については学校教育法第90条第1項・第91条第3項に規定されている。

(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科

文部科学省管轄の大学評価・学位授与機構は、大学卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して学位（学士）を授与することとなっている。短期大学、高等専門学校の専攻科からの申し出により大学の学部相当の教育の水準を有しているかを、審査の上、認定された専攻科を、「大学評価・学位授与機構が認定した専攻科」という（一般に認定専攻科ともいわれる）。

(4) 通信教育課程

短期大学は、通信による教育を行う学科を置くことができる（学校教育法第108条第6項）。通信による学科を置く場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、通信による教育を行う既設学科の分野の変更を伴わない場合については、届出事項となる。

なお、通信による教育を行う学科については、学校教育法第3条及び第142条の規定に基づき、「短期大学通信教育設置基準」が定められている。

○専攻科、別科の名称に関する申し合せ（昭和 29 年 3 月 6 日大学設置審議会常任委員会）

専攻科、別科は原則として学部又は学科を基礎とし、その名称は次の標準による。

一、専攻科

- 1 ○○○大学○○専攻科（○○専攻）
- 2 ○○○大学専攻科○○専攻

二、別科

- 1 ○○○大学○○別科（○○専攻）
- 2 ○○○大学別科○○専攻

○短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号、最終改正平成 18 年 3 月 31 日）

（趣旨）

第 1 条 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 6 条第 1 項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める要件を満たすもの（以下「学位規則第 6 条第 1 項に規定する専攻科」という。）の認定については、この規程の定めるところによる。

（専攻科の認定の要件等）

第 2 条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第 6 条第 1 項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有すること。
 - 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
 - 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
 - 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める教授、准教授又は助教の資格に相当する資格を有すること。
 - 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。
- 2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

（以下略）

○学校教育法

第 4 条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の

時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、前項の届出があった場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の設置する幼稚園については、第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 5 第2項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準

（文科省告示第39号）
（平成15年3月31日）

最終改正平19・3・1 文科告32

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第5項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第2項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

第1条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であって、学校教育法（以下「法」という。）第4条第2項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第23条の2第

1 項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。

- 2 大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であつて、令第23条の2第1項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。

- 一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 開設の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

（学科の分野の変更に関する基準）

第2条 高等専門学校の学科の設置であつて、令第23条の2第1項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第2に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

附則（平成19年3月1日文部科学省告示第32号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位 (法務博士(専門職) 及び教職修士(専門職)を除く。)	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位のうち法務博士(専門職)	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士(専門職)	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考	学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第1条第1項第二号又は第2項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

別表第2

学位の種類	学科の分野
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学科の教員数の半数以上が既設の学科に所属していた教員で占められる場合に限り、第2条の規定に該当するものとして取り扱う。	

○短期大学設置基準

(段階的整備)

第45条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

○短期大学設置基準第38条の規定に基づく新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備

(文科省告示第52号)
平成15年3月31日

短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第38条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

1 教員組織の段階的整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。

- 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うこと。
- 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目の授業を担当する教員を置くことを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする教員数に占める割合以上の数の教員を置くものであること

年 次	必要とする教員数に占める割合	
	2 年 制	3 年 制
開設時	50%	34%
第1年次中	50%	33%
第2年次中	—	33%

三 整備に係る計画の期間中に、原則として教員が異動しないこと

2 校舎等の施設及び設備（以下「校舎等」という。）の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。

一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。

二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室を備えることを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする校舎等に占める割合以上の施設等を置くものであること

年 次	必 要 と す る 校 舎 等 に 占 め る 割 合
開設時まで	6 0 %
第 1 年 次 中	4 0 %

3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

（文科省告示第 45 号）
（平成 15 年 3 月 31 日）

最終改正平 19・3・30 文科告 50

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

第 1 条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第 2 項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）、高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）、短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第 3 号）、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学等及び大学院に関する法第 4 条第 1 項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去 4 年間（修業年限が 6 年の学部にあっては過去 6 年間、短期大学において修業年限が 2 年の学科にあっては過去 2 年間、修業年限が 3 年の学科にあっては過去 3 年間、

高等専門学校にあっては過去5年間)の入学定員に対する入学者の割合の平均(以下「平均入学定員超過率」という。)が一定値未満(大学にあっては学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合には学科単位)で1.3倍未満、短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合には専攻課程単位)で1.3倍未満)であること。

- 二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。
- 2 前項第二号の規定は、期間(平成20年度から平成34年度までの間の年度間に限る。)を付して収容定員(医師の養成に係るものに限る。以下この項において同じ。)を増加することができるものとして文部科学大臣が別に定める大学に関する法第4条第1項の認可の申請のうち、平成20年度から平成29年度までの間の収容定員に係る学則の変更に係るもの審査については、適用しない。

第2条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下この条において「大学等」という。)に関する法第4条第1項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 認可申請者が設置する大学等について、法第4条第3項に規定する命令、法第15条第1項に規定する勧告又は同条第2項及び第3項に規定する命令(以下この号において「命令等」という。)を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められないもの
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)第13条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

附　　則

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成16年度から平成19年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成19年度までの間、第1条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

附　　則(平19・3・30文科告50)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

		開設年度		入学定員が二〇〇人以上又は医歯系の学部	入学定員が二〇〇人未満の学部	平均入学定員超過率に係る要件	短期大学	高等専門学校
平成十九年度	平成十八年度	平成十七年度	平成十六年度					
満率が一・三五倍未満であること。未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	入学定員が一〇〇人未満の学科	入学定員が一〇〇人未満の学科
満率が一・三五倍未満であること。未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五六倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	学科	学科
満率が一・三五倍未満であること。未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五六倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一五〇人未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一五〇人未満であること。
満率が一・三五倍未満であること。未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五六倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一四五人未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一四五人未満であること。
満率が一・三五人未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	平均入学定員超過率が一・七五倍未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一三四人未満であること。	過去三年間の学科全体の入学者数の平均が一三四人未満であること。

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等について

別 表

認可の申請又は届出の区分		大学又は高等専門学校の設置(第2条)		学部等の設置(第3条)		大学における通信教育の開設(第6条)		私立の大学又は高等専門学校の設置(第7条)		大学等の設置者の変更(第8条)		大学等の廃止(第9条)	
認可を受けようとする場合	提出期限	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の5月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の5月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の5月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前年度の前年度の12月31日まで	開設年度の前年度の前年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の前年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の前年度の6月1日から同月30日まで	開設年度の前年度の前年度の6月1日から同月30日まで	開設年度の前年度の前年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の前年度の3月1日から同月31日まで
提出すべき書類(別記様式)		正本	抜刷	個人 調書	正本	抜刷	個人 調書	正本	抜刷	個人 調書	正本	抜刷	正本
認可申請書	(様式第1号の1)	○		○	○		○	○		○	○		○
届出書	(様式第1号の2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第2号の1)(01)	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
	(様式第2号の2)(01)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本計画書	(様式25号の1)(01)	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
	(様式25号の2)(01)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式25号の3)(01)	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
校地校舎等の図面		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
字則	(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)												
	意思の決定を証する書類												
	大学の設置の趣旨等を記載した書類												
	学部等の設置の趣旨等を記載した書類												
	学部等における通信教育の開設の趣旨等を記載した書類												
	変更の事由及び時期を記載した書類												
	学則の変更の趣旨等を記載した書類												
	停止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類												
	(様式第1号の1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第2号の1)	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
教員名簿	(様式第3号の1)(01)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第3号の2)(01)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第3号の3)(01)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	○
教員個人調書	(様式第4号)	○	△	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○
教員就任承諾書	(様式第5号)	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
附属病院所在地域の概況説明書	(様式第6号)												
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	(様式第7号)	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
附属教育病院の概要等を記載した書類		※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
業務実習施設要書類		※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3
通信教育実施方法説明書	(様式第8号)	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4
通信教育に係る規程		※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4
提 出 部 数	1	3 5	1 5	1	3 5	1 5	1	3	1	3 5	1 5	1	3
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 1※1は、共同科目等を監修する場合は由懇書記入欄に係る学科等が共同学部に係ること。
 2※2は、医学部主査に附する字體又は字體部の字を設置する場合に係ること。
 3※3は、臨床系医学科に附する字體又は字體部の字を設置する場合に係ること。

4※4は、併せて通信教育を開設する場合に添付すること。
 5※5は、私立の大学の通信教育に係る認定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
 6△は、学長の個人調書のみ添付すること。

3. 学科・専攻の現況

短期大学は昭和 24 年に暫定的な制度として発足した。そして昭和 39 年に学校教育法上に位置付けられ、さらに昭和 50 年には短期大学設置基準が省令化されるなど、高等教育の一機関として整備拡充が計画的に行われてきた。その後、昭和 59 年に設置された臨時教育審議会が短期大学に対して、社会・経済の複雑化、高度化の急速な進展や国際化、情報化という社会状況の変化に対応する必要性があることを指摘した。そして昭和 62 年 10 月に文部大臣から諮問を受けた大学審議会は平成 3 年 2 月に「短期大学教育の改善について」という答申を行った。

この答申に基づき平成 3 年 4 月に準学士の称号付与が学校教育法に盛り込まれ、同年 6 月には短期大学設置基準の大幅な改正がなされた。

その後、平成 17 年には中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像」答申の中で、短期大学の修了者に学位を授与することを提言した。これにより同年学校教育法が改正され、短期大学は卒業生に「短期大学士」という学位を授与できることになった。

短期大学設置基準は、昭和 24 年 8 月に大学設置審議会の決定事項として定められ、「短期大学の学科又は専攻部門は、文学・語学・図書館学・経済学・商学・理学・工学・農学・水産学・家政・教育（保育を含む）・体育・社会事業・厚生・芸術・新聞・その他の学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。」との学科の例示があったが、昭和 50 年の文部省令の制定でこの例示がなくなり、さらに大学審議会の答申を受けて平成 3 年の改正により大綱化、弾力化が一段と進んだ内容となった。

こうした法的な整備は、学術の進展や社会の要請に適応した特色ある教育研究を発展させる余地を生じさせ、新しい学科・専攻の設立の動きや再編成の可能性を高まらせている。

その一例がいわゆる「地域総合科学科」で、特定の学問領域に限定せずに、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科である。その特色として、①多様な科目とコース展開、②科目・コースの柔軟な選択、③多様な履修形態、④社会人の積極的受け入れ、⑤第三者機関による適格認定に基づく質の保証、等が挙げられる。

第2章 学生収容定員

1. 定員の概念

定員とは、短期大学設置基準に基づき、文部科学大臣が認めた短期大学が受け入れができる学生数を指し、各年度の新入生として受け入れることのできる入学定員と、短期大学全体として受け入れることのできる収容定員とに分けられる。定員は、学科ごとに、また、専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに学則に定めなければならない。なお、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとされている。

設置基準上、定員は設置する校地面積、専任教員数等と不可分の関係にある。すなわち、専任教員数、校地面積、校舎面積等が一定であれば、設置する学科の種類に応じて定員が決められる。逆に、専任教員数、校地面積、校舎面積も、設置する学科の定員数に応じて決められる。

2. 収容定員変更手続

こうしたことから、収容定員を変更しようとする場合には、原則として文部科学大臣の認可が必要とされる（学校教育法第4条第1項、同法施行令第23条第十一号）。ただし、平成14年11月の学校教育法並びに学校教育法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員の増加を伴わない変更については、届出事項となった（学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条の2第四号）。

認可申請書、届出書その他の書類の様式及び提出部数等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）に示されている。収容定員変更にかかる認可申請の期間については、学則変更年度の前々年度の3月1日から同月31日まで、又は前年度の6月1日から同月30日までの間に申請することとされている。また、短期大学全体としての収容定員の増加を伴わない変更の場合の届出の時期については、変更しようとする年度の前年度4月1日から12月31日までとされている。

教育条件の低下等の事態を招くことがないよう、各大学における定員管理の厳格化が今まで以上に求められ、短期大学設置基準においても、平成15年3月の改正により、「短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする」（第4条第4項）との条文が設けられている。

3. 臨定の延長及び恒常化

期間を付した定員（臨時の定員）の制度は、18歳人口の急増・急減期に対処するために採られた政策である。従って、この制度の趣旨に沿えば、当初の計画である平成11年度で解消すべきものであるが、その後、受験生への影響、臨時の定員の果たした役割、私学経営への影響等を考慮し

た結果、大学審議会から平成16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11年度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることが適切であるとの方針が示された（平成9年1月29日大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」）。これを受け、「臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱方針」（平成9年2月6日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定／平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）が出され、臨時的定員の延長及び恒定化に際しての具体的な指針が示されることになったのである。

第3章 学則

学則は学校の組織、編成、運営等に関する教学上の基本的規程であって、対外的、学内的に学校の憲法にも相当するものである。

そして、学則は短期大学の設置認可申請に必要な書類の1つとして指定されており（学校教育法施行規則第3条）、学則に記載すべき事項も学校教育法施行規則第4条に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

（以下略）

以下、学校教育法施行規則第4条第1項各号に規定されている学則記載事項について簡単に触れるが、条文化するに際しては短期大学設置基準に添う必要がある。

① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という）に関する事項

・修業年限

修業年限「2年又は3年」（学校教育法第108条第2項）で短期大学の教育目的に応じて学校が定める。

・学年

「大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。」

「大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。」（学校教育法施行規則第163条）

・学期

学期は、前期・後期の2学期制が大部分であるが、昭和48年大学制度の弾力化の措置により、3学期制が可能となった。1つの学期の授業期間は10週又は15週にわたること（短期大学設置基準第9条）とされている。

・授業を行わない日（休業日）

学校教育法施行規則第61条は、公立小学校における休業日を定めている。短期大学においては準用規定はないが、これに準じて休業日を定めている。

② 学科及び課程の組織に関する事項

「学科は、教育研究上の必要に応じて組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。」

「学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」（短期大学設置基準第3条）。

③ 教育課程及び授業日数に関する事項

・教育課程

「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」

「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」（短期大学設置基準第5条）

「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」（短期大学設置基準第6条）

・単位の計算方法

各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとし、単位数に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準としている。また、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間をもって1単位とすることができる。

1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ前項に規程する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする（短期大学設置基準第7条）。

また、平成23年度私立短大教務担当者研修会のCグループ資料『短期大学の学則について』では、次のように例示している。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間をもって1単位とする。

二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目につ

いては 15 時間をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

四 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち 2 以上 の方法の併用により行う場合については、前掲各号に規定する基準を考慮して、別に定める時間をもって 1 単位とする。

五 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

・授業日時数

「1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする」（短期大学設置基準第 8 条）学則には授業日数を直接明示せず、前記①の「学期」に期間を付し、同「休業日」との関係から間接的に授業日数を表示している例が多い。

④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

・学習の評価

授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える（短期大学設置基準第 13 条）ことになるが、学習の評価についての法的規制はなく、通常秀、優、良、可、不可又は S、A、B、C、F 等の表記で行うことを合否の基準とともに規定する。

・課程修了の認定

卒業の要件を記載する。卒業の要件としては、修業年限、必要単位数及び単位の修得方法を記載する例がほとんどである。卒業に必要な単位数は 2 年制の短期大学では 62 単位以上、3 年制の短期大学では 93 単位以上（短期大学設置基準第 18 条）であるが、夜間学科等においては修業年限を 3 年とし、修得単位数を 62 単位以上とする（短期大学設置基準第 19 条）こともできる。

⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項

・収容定員

ここにおける収容定員は、学生定員のことをさし、学科ごと（専攻課程を置く場合は専攻ごと）に入学定員を規定する。なお、昼夜開講制をとる場合は、昼間主コースと夜間主コースとに分けた規定する（短期大学設置基準第 4 条）。

・教員組織

職員には教員だけでなく事務職員等も含むが、学則には「本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。」と簡単に規定している場合が多い。なお、副学長等をおく場合にはこの項で規定しておくのが良い。また、この項で教授会についても規定する。

教員組織と教員の資格については、短期大学設置基準第 20 条～第 26 条に、教授会の設置については学校教育法第 93 条に規定されている。

⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

・入学

入学の時期、入学資格、入学の出願・選考、入学手続、入学許可等について規定する。

・退学

学長の許可が必要である旨を規定する。

・転学

転学者を受け入れる場合には学則に規定する。転学を規定している短期大学は少ないが、規定する場合は、既修得科目と単位の取扱いや在学すべき年数についても触れるようとする。

・休学

休学に必要な修学出来ない期間や休学の最長期間などを規定する。

・卒業

前記④の「課程修了の認定」の項に記したように卒業の要件、卒業の認定、卒業証書の授与について規定する。なお、短期大学士の学位は、学則または学位規則等に規定する必要がある。

⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

授業料等については、その納入金額、納入時期、納入方法等（授業料等の免除、返還、休学中の取扱い等）を規定する。なお、入学検定料及び入学料は金額を学則に規定し、納入時期、納入方法は入学募集要項に記載している場合が多い。

⑧ 賞罰に関する事項

賞に関する法令上の規定はないが、罰に関しては懲戒ができる旨の規定（学校教育法第 11 条及び同法施行規則第 26 条）がある。学則には表彰と罰則について規定することになるが、罰則の場合は乱用を防ぐ観点からも具体的な該当項目を規定しておく必要がある。

⑨ 寄宿舎に関する事項

寄宿舎は、なるべく備えるものとする（短期大学設置基準第 28 条第 5 項）ことになっており、寄宿舎がある場合はこのことを条文化する。

以上、学則記載事項について、学校教育法施行規則に規定されている項目について触れたが、この他に当該短期大学で実施している項目があれば、学則に記載する必要がある。その主なものは次のとおりである。

・教育研究上の目的

短期大学設置基準が平成 19 年 7 月 31 日に改正され、短期大学設置基準第 2 条の 2 において、「短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」として新たに定められた。

- ・資格取得に関する事項

教育職員免許状の所要資格を得させるための課程認定を受けている場合は、学則に必要項目を記載する。

- ・科目等履修生、特別聴講学生、留学生に関する事項
- ・単位互換による履修、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する事項
- ・既修得単位の認定に関する事項
- ・専攻科、別科等を設置している場合は、その名称、修業年限、学生定員、入学資格、修了の要件、教育課程、納入金等
- ・長期履修学生に関する事項

短期大学設置基準第16条の2において、「短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる」として、社会人の様々な学習需要に対応し、大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受け入れをいっそう推進し得るように、長期にわたる教育課程の履修を定めている。よって、各短期大学が、同規定による学生（長期履修学生）を受け入れる場合には、授業料、教育課程等、関連の規定を学則に設けておく必要がある。

なお、教育課程、授業料等学則の記載事項を変更する場合は入学者保護の観点から、学生募集開始前に、また、入学検定料を変更する場合は検定料を受験生に納付させる前に文部科学省に「短期大学学則の一部変更届」の届出様式に従って作成し、提出しなければならない。

○学則記載事項・関係法規等の資料

学校教育法 施行規則 第4条第1項		学校教育法 (条数)	学校教育法 施行規則 (条数)	短期大学 設置基準 (条数)
①	修業年限	108②		
	学年		163	
	学期			9
	休業日		(61準用)	
②	学科・課程組織	108⑤、⑥	142	3
③	教育課程			5～7、11、12
	授業日数			8
④	学習評価			11②、13～16
	課程修了の認定	104	58、163②	18、19

学校教育法 施行規則 第4条第1項		学校教育法 (条数)	学校教育法 施行規則 (条数)	短期大学 設置基準 (条数)
(5) 収容定員				4
教員組織、 事務組織等		7、9、92		20～26、29③、 34、35
(6) 入学		90	144、150、163②	
退学		144		
転学		144		
休学		144		
卒業		163②		18、19
(7) 授業料		6		
(8) 賞罰		11	26	
(9) 寄宿舎				28⑤

私立短期大学における認可・届出事項一覧

事項	認可の別 届出	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
1 短期大学の新設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認可	在学生がいなくなることが確定した時	"	
3 学科の設置	認可	開設年度の前年度の5月31日まで	"	
4 学科の設置（当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	"	
5 学科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
6 専攻課程の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	"	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
7 専攻課程の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	"	
8 通信教育の開設	認可	開設年度の前年度の5月31日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設（当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	"	

事項	認可の届出	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
10 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
11 専攻科、別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
12 専攻科、別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	"	
13 収容定員の総数の増加	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14 収容定員の変更 (当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの)	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
15 専攻課程間の入学定員の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	"	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
16 学則の変更	届出	変更しようとする時	"	
17 目的の変更	届出	変更しようとする時	"	
18 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
19 位置の変更	届出	変更しようとする時	"	
20 校地・校舎の変更	届出	変更しようとする時	参事官	
21 通信教育に係る規程の変更	届出	変更しようとする時	大学振興課	
22 学長の決定	届出	決定した時	"	
23 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	"	
24 設置者の変更	認可	変更しようとする時	大学設置室	

第4章 大学評価と教育情報の公表

1. 自己点検・評価

自己点検・評価とは、各短期大学が自らの教育研究の理念に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検・評価することである。

大学評価については、昭和 61 年の臨時教育審議会の第 2 次答申の中で、大学の自己検証・自己評価が要請されているが、大学評価についての本格的な議論が始まったのは、平成 3 年 2 月の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」においてである。この答申の最大のポイントは、短期大学設置基準の様々な規制を大幅に緩和すべきこと、短期大学自身による自己点検・評価が重要であることを指摘した点である。すなわち、規制改革の流れの中で各短期大学がカリキュラムを組むに際して、大幅な“自由”を与えるのと引き換えに、自己点検・評価を課すことにより、“自由”に対する保証を求めたものとなっている。したがって、短期大学設置基準の大綱化と自己点検・評価は表裏の関係にあると言える。

大学審議会のこの答申を受けて大綱化された短期大学設置基準において、自己点検・評価が努力義務化され、その後、平成 11 年には自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化された。

2. 認証評価機関による第三者評価

中央教育審議会は、平成 14 年 8 月「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申をまとめた。この答申の中で、それまでの我が国の大学評価については「自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未熟であり、大学の質の保証システムとしては不十分にある。」との評価を下している。その上で、大学の自主性・自立性に配慮しながら、その教育研究の質の維持向上を図っていくためには、現在、活動を展開している「様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを提言している。

この答申を受け、平成 14 年 11 月学校教育法が改正され、認証評価機関による第三者評価が義務化されることになった。期間については、学校教育法施行令第 40 条により、7 年ごとに評価を受けるものと定められている。

現在、認証評価機関として認められた機関は、財団法人短期大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、財団法人大学基準協会、独立行政法人大学評価・学位授与機構などがある。

○学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 (略)

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 (略)

6 (略)

上記のとおり、自己点検・評価の義務については、学校教育法に規定され、併せて自己点検・評価の方法についても、次のとおり学校教育法施行規則に規定された。

○学校教育法施行規則

第 166 条 大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3. 法令違反状態の大学に対する措置

中央教育審議会は、前項の答申において、設置基準等の法令違反の状態にある私立大学に対する国の措置について「違法状態にある大学に対しては、緩やかな措置から段階的に是正を求めるべく、新たに改善勧告制度を導入するとともに、私立大学についても変更命令を可能とし、閉鎖命令に至る事前の措置を規定する」ことを提言した。

背景としては、答申当時の制度が、行政指導以外には、大学自体の閉鎖を命ずる“閉鎖命令”という最終措置があるのみで（国公立大学に対しては、法令違反の是正を命ずる“変更命令”がある）、大学の自主性・自立性を踏まえた改善措置についての規定が未整備だったことが挙げられる。

この指摘により、認証評価機関による第三者評価が義務化と同時期に学校教育法が改正され、第 15 条として次の条文が追加された。

○学校教育法

第 15 条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第 1 項の規定による勧告又は第 2 項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

4. 教育情報の公表

短期大学の情報公開に関して、初めて規定化されたのは、平成 11 年 9 月に改正された短期大学設置基準である。「短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」

と定められた（第2条の2）。

以来、平成16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」（閣議決定）において政府の方針が「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する」と示された。

平成17年1月に中央教育審議会答申「我が国高等教育の将来像」において「例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する『約束』とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる」と提言された。

平成18年12月に教育基本法が改正され、大学に関する規定が設けられた（第7条）。

この改正を受け、平成19年6月に学校教育法が改正され、研究の成果の提供などをはじめ、教育研究活動の状況の公表が法制化された（第83条、第113条）。

これらの経緯を経て、平成22年6月15日、学校教育施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が公布され、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、平成23年4月1日から公表すべき事項が具体的に定められ、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知できる方法で公表することが規定された。（第172条の2）

この改正により、自然淘汰が促進され、学生や大学の自己責任が問われるようになる。公表までの内部プロセスなどを含めて対応できるリスク管理が必要になることに加えて、これまで以上に各私立短期大学の自主的な改善・改革が求められる。

○学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

を積極的に公表するよう努めるものとする。

- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

○学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成16年文部科学省令第7号)

第1条 学校教育法（以下「法」という。）第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に、短期大学に係るものにあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）に、それぞれ適合していること。

二～四 (略)

- 2 前項に定めるもののほか、法第109条2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
七 財務に関すること。
八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

3 (略)

第5章 取得可能な資格等

短期大学における所定の履修により得られる免許・資格等は非常に広範囲にわたっている。以下に例を示す。

① 卒業と同時に取得できるもの

[国家資格]

教育職員二種免許状 [幼稚園 小学校 中学校（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語、宗教）特別支援学校
養護教諭 栄養教諭] 図書館司書 学芸員補 栄養士 保育士
介護福祉士 測量士補 ※中学校教諭の（ ）内は教科名で外国語は、英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分かれる。

[公的資格]

訪問介護員（ホームヘルパー）2級 社会福祉主事（任用）食品衛生管理者（任用）

[民間資格]

上級秘書士 秘書士 上級情報処理士 情報処理士 ウェブデザイン実務士 上級ビジネス実務士 ビジネス実務士 社会調査実務士 社会調査アシスタント 観光ビジネス実務士
上級環境マネジメント実務士 環境マネジメント実務士 プレゼンテーション実務士 保育
音楽療育士 こども音楽療育士 ボランティア実務士 国際ボランティア実務士 NPO実
務士 生活園芸士 園芸療法士 カウンセリング実務士（専攻科のみ） レクリエーション・
インストラクター 児童厚生二級指導員 など

② 受験資格が得られるもの

[国家資格]

保健師 助産師 看護師 作業療法士 理学療法士 はり師 きゅう師 美容師 理容師
臨床検査技師 診療放射線技師 臨床工学技師 歯科衛生士 歯科技工士 言語聴覚士
製菓衛生師 自動車整備士（二級、三級）介護福祉士（平成19年12月5日法律第125号
により改正）毒物劇物取扱責任者 二級建築士 社会保険労務士 税理士 二級ボイラ
技士 危険物取扱者（甲種）

[公的資格]

園芸装飾技能士 造園技能士 農業機械整備技能士

[民間資格]

家畜人口受精師 健康運動実践指導者 医療秘書士 衣料管理士（二級）フードスペシャリ
スト ピアヘルパー マナーインストラクター など

③ 実務経験を経て取得できるもの

〔国家資格〕

学芸員　社会教育主事　測量士

〔公的資格〕

ボイラー・タービン主任技術者

〔民間資格〕

溶接管理技術者　など

④ 実務経験を経て受験資格が得られるもの

〔国家資格〕

社会福祉士　精神保健福祉士　管理栄養士　一級建築士　建設機械施行技士

造園施工管理技士　電気主任技術者（一種、二種）作業環境測定士

〔民間資格〕

インテリアプランナー　など

⑤ 第一次試験・予備試験等が免除されるもの

〔国家資格〕

第二種電気工事士　火薬類取扱保安責任者

〔民間資格〕

繊維製品品質管理士　など

⑥ その取得のための支援を行っているもの

〔国家資格〕

公認会計士　行政書士　司法書士　通関士　弁理士　技術士　不動産鑑定士　宅地建物取引主任者　国内旅行業務取扱管理者　総合旅行業務取扱管理者　無線従事者　ＩＴパスポート情報処理技術者　など

〔公的資格〕

実用英語検定　日商P C 検定　日商簿記検定　日商ビジネス英語検定　販売士検定

秘書技能検定　全経簿記検定　など

〔民間資格〕

教育カウンセラー　精神対話士　心理相談員　家族相談士　TOEIC

Microsoft Office Specialist　色彩検定　CAD 利用技術者　医療事務技能審査　など

第6章 教務所管事項の記録と整理

短期大学は、学校教育法第108条に規定されているように、教育と研究の両方の機能を有している。このうち教育の機能、特に授業にかかる分野の事務を総称して、教務所管事務という。したがって、その中心業務は、学生がどの授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得したかの記録を行い、整理・保存することにある。

学生が大学を卒業するということは、それぞれの短期大学の教育目的を達成したことを意味し、短期大学が卒業生を世に送り出すことは、社会に対し、このことを保証することになる。このため、学生に対してなされる教務関係の記録は正確であることが求められ、かつ、これらの記録が必要に応じいつでも検索出来るように分類・整理されていなければならない。

学校が記録・保存しておかなければならぬ表簿は、「I 学生編」第2章5、学籍簿の編成と保存の項（P. 35～38 参照）で述べたとおり学校教育法施行規則第28条第1項及び学校保健法施行規則第8条第1項（健康診断票）に規定されている。これらの中には教務所管事項とは一概にはいえないものもあるが、一応、大学の事務部門で扱われている。

このほか、大学には直接関係しないが、設置者である学校法人としては、私立学校法第47条に規定されている財産目録等や、学校保健法施行規則第15条第1項に規定されている職員健康診断票の作成が義務付けられている。

これらの表簿類の保存期間は、学校教育法施行規則第28条第2項で規定されている。

○学校教育法施行規則

第28条（略）

2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

この項において「別に定めるもの」とは、学校保健法施行規則第8条第4項で規定する健康診断票の保存期間5年間をさしている。

また、「指導要録」とは在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう（学校教育法施行規則第24条）が、その性格は児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている（昭和55年2月29日文初小第113号改正通知）ため、現実には「健康の状況」を記載する様式にはなっていない。

「指導要録の写し」とは文字とおりこの原本の写しであり、「指導要録の抄本」とは原本の一部を転記（複写）したもので、大学入学試験時に高校から提出される調査書がこれに相当する。

したがって、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分は 20 年間、その他の部分は 5 年間保存しなければならないことになっている。

なお、指導要録の抄本については、当該学校に在学する期間保存することになっており、大学においてもこれを準用すればよいであろう。指導要録の抄本の記載事項はおむね次の事項を含むことになっており（昭和 56 年 12 月 24 日文初高第 303 号改正通知等）、生徒が進学した場合に校長が作成して進学先へ送付すること（学校教育法施行規則第 24 条）とされている。

参考：指導要録の抄本の記載事項

学校名、所在地、課程及び学科名

生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

卒業月日

各教科・科目の学習の記録

最終年度の特別活動の記録

最終年度の行動及び性格の記録

その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

大学には法令に基づかない表簿も数多くあるが、これらの書類の保存期間は当然のことであるが学校教育法等には明示されていない。したがって、これらの書類が利害関係を有する場合には、民法第 167 条第 2 項の消滅時効である 20 年間の保存が必要となるが、実質的な利害関係や義務づけられた表簿の保存期間から類推して、一般的には 5 年間保存すればよいと考えられる。

このように、教務所管事項の記録については義務づけられていることが多いので、学内の規定類を整備し、書類ごとの保存期間・整理方法を明文化しておき、年度により、あるいは事務担当者により取扱いの異なることのないよう注意が肝要である。